

平成27年度 四国地方公共工事品質確保推進協議会

日時：平成28年2月10日（水）

13:00～14:00

場所：高松サンポート合同庁舎
13階災害対策室

議事次第

1. 開会

2. 挨拶

3. 議事

【報告事項】

（1）平成27年度の取り組み状況について

【資料-1】

【審議事項】

（2）「四国品確協」設置要領の改正（案）について

【資料-2】

（3）平成28年度の実施方針（案）について

【資料-3】

（4）平成28年度の発注関係事務の実施状況の把握について

【資料-4】

【意見交換等】

（5）意見交換

（6）その他

4. 閉会

「平成27年度 四国地方公共工事品質確保推進協議会」出席者一覧表

機関名	協議会構成員 幹事会構成員 代理・オブ出席等			委員	代理	オブ	随行等
	役職	氏名	出欠				
徳島市	土木部	副部長	児島 隆文		○		
鳴門市	契約検査室	室長	宮田 耕志		○		
	契約検査室	係長	岡 陽一			○	
小松島市	契約検査課	課長	仲 英樹		○		
阿南市	管財課	政策監 課長	恵来 和男 阿部 康彦		○		○
吉野川市	監理課	課長補佐	山本 聖二		○		
阿波市	阿波市長		野崎 國勝				
美馬市	経済建設部	部長	奥村 敏彦		○		
	総務課	課長補佐	尾形 克人			○	
	総務課	課長補佐	松浦 英之			○	
三好市	三好市長		黒川 征一	○			
	工務課	課長	齋藤 英司			○	
勝浦町	建設課	課長	柳澤 裕之		○		
上勝町	上勝町長		花本 靖	○			
佐那河内村	佐那河内村長		岩城 福治	○			
石井町	石井町長		小林 智仁	○			
	建設課	課長	東内 徹			○	
	いのちを守る防災・危機対策課	課長	桃井 淳			○	
神山町	建設課	課長	東 圭祐		○		
那賀町	那賀町長		坂口 博文	○			
牟岐町	建設課	課長	寒葉 泰弘		○		
美波町	美波町長		影治 信良	○			
海陽町	海陽町長		前田 恵	○			
	管財課	課長	富田 真樹			○	
松茂町	危機管理室	副町長 室長補佐	吉田 直人 入口 直幸		○		○
北島町	北島町長		古川 保博	○			
	危機情報管理室	室長	藤高 繁利			○	
	建設課	課長補佐	片岡 学			○	
藍住町	藍住町長		石川 智能				
板野町	建設課	副町長 課長 主事	中川 正一 賀満田 輝喜 高田 尚也		○		○
上板町	上板町長		七條 明				
つるぎ町	つるぎ町長		兼西 茂				
東みよし町	東みよし町長		川原 義朗	○			
小計				9	11	0	13
高松市	契約監理課技術検査室	室長	西村 重則		○		
丸亀市	丸亀市長		梶 正治	○			
坂出市	総務課	課長	前谷 博司		○		
善通寺市	善通寺市長		平岡 政典				
観音寺市		副市長	富田 幾夫		○		
さぬき市		副市長	菊池 等		○		
東かがわ市		副市長	松岡 みどり		○		
三豊市	危機管理課	副市長 課長補佐	佐子 照雄 続木 英夫		○		○
土庄町	土庄町長		三枝 邦彦	○			
小豆島町	建設課	課長	尾田 秀範		○		
三木町	政策課	主査	橋本 和久		○		
直島町	直島町長		瀬中 満				
宇多津町	宇多津町長		谷川 傑博	○			
綾川町	総務課	副町長 主任主事	前田 武俊 土居 健太		○		○
琴平町	農政土木課	課長	友枝 一朗		○		
多度津町	多度津町長		丸尾 幸雄	○			
	総務課	係長	石原 政季			○	
まんのう町		副町長	栗田 昭彦		○		
小計				4	11	0	3

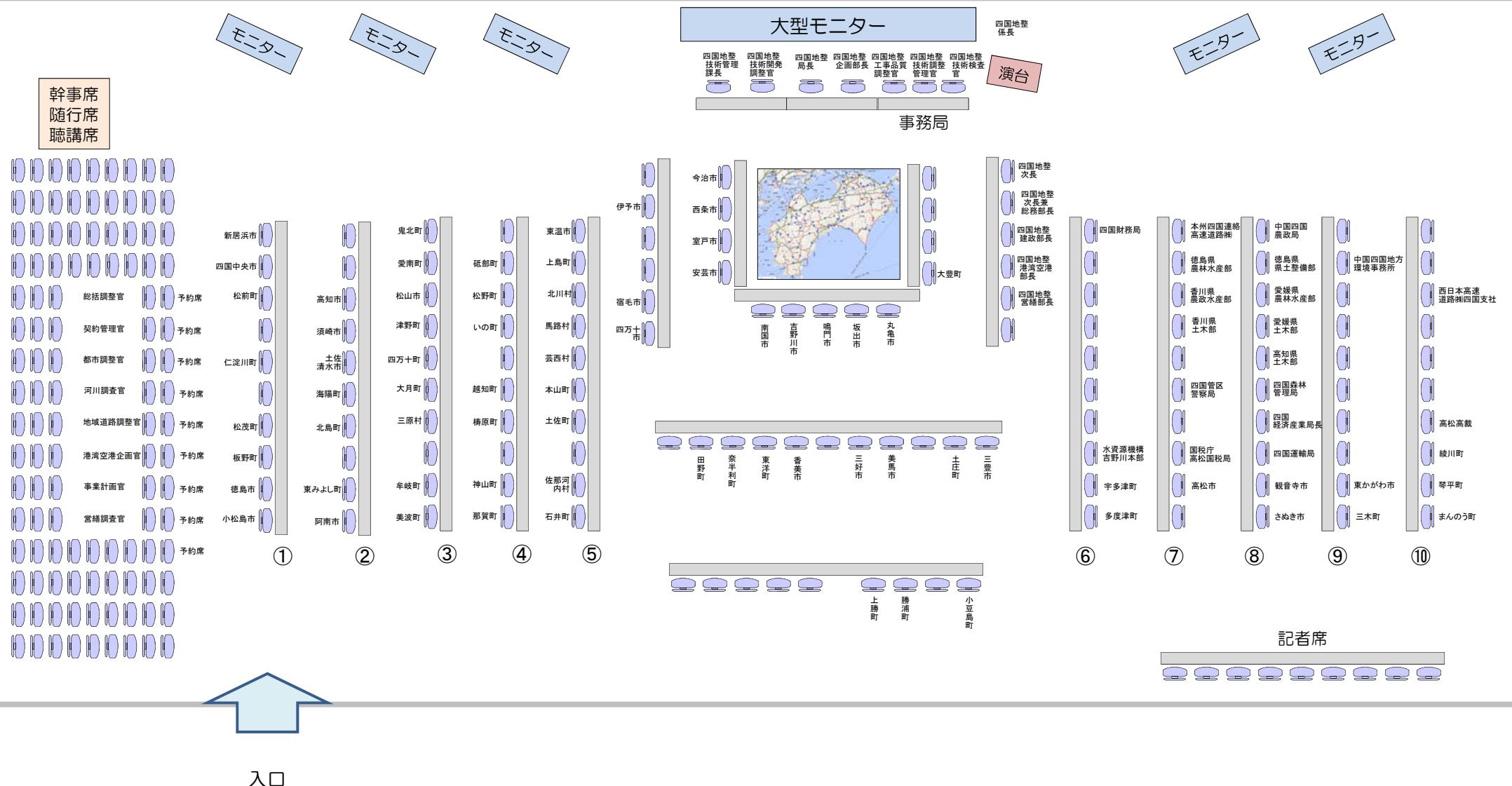
「平成27年度 四国地方公共工事品質確保推進協議会」出席者一覧表

機関名	協議会構成員 幹事会構成員 代理・オブ出席等			委員	代理	オブ	随行等
	役職	氏名	出欠				
松山市	総務部 技術管理課	課長	中西 信夫		○		
今治市	今治市長		菅 良二	○			○
	総務調整課	主事	越智 優喜				
宇和島市	宇和島市長		石橋 寛久				
八幡浜市	八幡浜市		大城 一郎				
新居浜市	総務部 契約課	副課長	徳永 易丈		○		
西条市	工事検査課	課長	戸田 宏		○		
大洲市	大洲市長		清水 裕				
伊予市	伊予市長	部長	武智 邦典	○			○
	総務部		井上 伸弥				
四国中央市	管理課	課長	宮崎 博夫		○		
西予市	西予市長		三好 幹二				
東温市	総務部 総務課	課長	渡部 祐二		○		
上島町	上島町長		上村 俊之	○			
久万高原町	久万高原町長		高野 宗城				
松前町		副町長	中矢 博史		○		
砥部町	砥部町長		佐川 秀紀	○			
内子町	内子町長		稻本 隆壽				
伊方町	伊方町長		山下 和彦				
松野町	松野町長		阪本 寿明	○			
鬼北町	鬼北町長		甲岡 秀文	○			
愛南町	愛南町長		清水 雅文	○			
小計				7	6	0	2
高知市	都市建設部	部長	清水 博		○		
室戸市	室戸市長		小松 幹侍	○			
安芸市	安芸市長		横山 幹夫	○			
南国市	建設課	課長	松下 和仁		○		
土佐市	土佐市長		板原 啓文				
須崎市		副市長	筒井 淳三		○		
	建設課	課長	岡村 茂				○
宿毛市	宿毛市長		中平 富宏	○			
	企画課	課長補佐兼秘書係長	有田 巧史				○
土佐清水市		副市長	磯脇 堂三		○		
	企画財政課	秘書係主査	山本 卓己				○
四万十市	四万十市長		中平 正宏	○			
香南市	香南市長		清藤 真司				
香美市	香美市長	主事	法光院 晶一	○			○
			宮脇 麻湖				
東洋町	東洋町長	主幹	松延 宏幸	○			○
			足達 善亮				
奈半利町	奈半利町長	主任	齊藤 一孝	○			
	地域振興課	主任	利岡 篤史				○
	地域振興課		入交 宏				○
田野町	田野町長		安岡 雅徳	○			
安田町	安田町長		有岡 正幹				
北川村		副村長	鈴木 康正		○		
馬路村	馬路村長		上治 堂司	○			
	産業建設課	課長	山崎 出				○
芸西村	芸西村長	主幹	竹内 強	○			
			岡村 公順				○
本山町	建設課	課長	川村 哲		○		
大豊町	産業建設課	課長	小林 雅文		○		
土佐町	土佐町長		和田 守也	○			
	建設課	課長	澤田 裕彦				○
大川村	大川村長		和田 知士				

「平成27年度 四国地方公共工事品質確保推進協議会」出席者一覧表

機関名	協議会構成員 幹事会構成員 代理・オブ出席等				委員	代理	オブ	随行等
	役職		氏名	出欠				
いの町	いの町長 管財契約課 土木課	課長 課長	塩田 始 西村 正信 浜田 孝男	○			○ ○	
仁淀川町	総務課 総務課	副町長 課長 係長	片岡 廣秋 片岡 晴彦 神岡 孝司		○		○ ○	
中土佐町	中土佐町長		池田 洋光					
佐川町	佐川町長		堀見 和道					
越知町	越知町長 建設課	課長	小田 保行 前田 桂藏	○			○	
構原町	構原町長 環境整備課	課長	矢野 富夫 矢野 準也	○			○	
日高村	日高村長		戸梶 真幸					
津野町	津野町長		池田 三男	○				
四万十町	四万十町長 危機管理課 総務課	課長 副課長	中尾 博憲 野村 和弘 小嶋 二夫	○			○ ○	
大月町	大月町長		岡田 順一	○				
三原村	三原村長 産業建設課	課長	田野 正利 田辺 政克	○			○	
黒潮町	黒潮町長		大西 勝也					
小計				18	8	0	19	
徳島県	県土整備部 農林水産部 建設管理課	副部長 次長 課長補佐	瀬尾 守 井筒 伸二 佐野 功		○ ○			○
香川県	土木部長 農政水産部	課長 課長補佐 課長補佐 主任 主任主事 課長補佐	葛西 剛 井川 一郎 黒川 憲哉 阿河 賢治 河井 祐輔 松木 香与子 横山 誠司	○	○		○ ○ ○ ○	
愛媛県	土木部 農林水産部農業振興局農地整備課 土木部 土木管理課 技術企画室	技術監 課長 係長 主任	大谷 悟 菊池 洋之 濱田 尚吾 酒井 真一		○ ○		○ ○	
高知県		土木技術監兼建設検査長	吉村 浩司		○			
小計				1	6	0	8	
中国四国農政局		技術審査官	森田 功二		○			
四国森林管理局	治山課	治山技術専門官	北代 典史		○			
四国運輸局	総務部 会計課	課長	藤戸 秀夫				○	
四国管区警察局	管財営繕課	係長	黒川 由則				○	
第五管区海上保安本部								
中国四国地方環境事務所		整備計画専門官	石月 聖文		○			
高松高等裁判所	事務局 会計課	課長補佐	中原 慎也		○			
四国財務局	会計課	課長	西岡 和宏		○			
高松国税局		営繕監理官	三宅 清文		○			
四国経済産業局	会計課	課長補佐	田中 伸彦				○	
小計				0	6	3	0	
西日本高速道路(株)四国支社	建設事業部長		松室 圭介	○				
本州四国連絡高速道路(株)	坂出管理センター所長		荻原 勝也	○				
(独)水資源機構 吉野川本部	管理調整課	課長	駒田 達広				○	
小計				2	0	1	0	
四国地方整備局	局長 次長 次長兼総務部長 企画部長 建設部長 港湾空港部長 営繕部長	代理 山田 智之	石橋 良啓 菅沼 史典 齋藤 哲郎 畠中 秀人 渡邊 裕 安部 賢 山本 徹	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○				
小計				6	1	0	0	

平成27年度 四国地方公共工事品質確保推進協議会 配席図



平成27年度 四国地方公共工事品質確保推進協議会 資料

目次

資料1：平成27年度の取り組み状況について	P1-1～11
資料2：「四国品確協」設置要領の改正(案)について	P2-1～5
資料3：平成28年度実施方針(案)について	P3-1～2
資料4：発注関係事務の実施状況(H28)の把握について	P4-1～18

平成27年度の取り組み状況について

四国地方公共工事品質確保推進協議会の取り組み状況(設立時～)

平成17年4月1日 「公共工事の品質確保の促進に関する法律」施行

平成18年7月12日
四国地方公共工事
品質確保推進協議会設立
(略称:四国品確協)

＜メンバー＞ 整備局、4県、4市
＜目的＞ 協力体制の強化、情報交換による連携
発注者支援業務の体制づくり、地方公共団体等への支援等
→公共工事の品質確保の推進及び発注者支援に寄与

◎H20年度には他省庁等も加え、現在の体制に拡充(11国、3特殊法人、4県、95市町村)

毎年度
協議会(幹事会)
を開催
協議会=6回、幹事会=7回

＜会議での主な内容＞
(1)総合評価方式の導入・拡大等
(2)発注者支援の具体的な施策展開
(3)地方公共団体等への発注関係事務の支援等の運営管理
(4)協力体制の強化のために関係機関との連携
(5)その他前条の目的を達成するために必要な事項

平成26年6月4日 「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律」(公布・施行)

改正品確法第二十二条に基づく運用指針の策定

現在及び将来にわたる公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成及び確保の促進

平成26年7月16日 四国品確協 幹事会 開催

平成26年9月30日 「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針(基本方針)」(閣議決定)

平成27年1月26日 四国品確協 協議会 開催

品確法第22条「発注関係事務の運用に関する指針」(運用指針) (1/30策定)

四国品確協 各県部会発足 2/12徳島県、2/2香川県、2/4愛媛県、2/5高知県

平成27年4月1日 品確法運用指針に基づく発注関係事務の運用開始

四国品確協の活動

品確法に基づく取り組み

四国地方公共工事品質確保推進協議会の取り組み状況(平成27年度)

H27. 5~7月

5/18 香川県
5/20 徳島県

7/10 愛媛県
7/23 高知県

県部会 開催

- ・H27年度取り組み方針、活動方針等について
- ・発注者支援体制の紹介、情報提供及び共有を図り取組を推進・強化する。

H27. 9. 2

H27年度 四国地方公共工事品質確保推進協議会(幹事会)開催

- ・H27年度実施方針に基づきH27年度取り組み内容について協議 等
 - ・発注者間の連携
 - ・地方公共団体等への発注関係事務の支援等
 - ・今後のスケジュール

H27. 9月

運用指針を踏まえた実施状況の把握

調査依頼

H27. 10~11月

10/28 香川県
11/16 徳島県

11/17 愛媛県
11/19 高知県

県部会 開催

調査結果まとめ

- ・H27年度実施状況の把握について
- ・H28年度実施状況の把握項目について

H28. 1. 19

H27年度 四国地方公共工事品質確保推進協議会(幹事会)開催

- ・H27年度取り組み状況について
- ・H28年度実施方針(案)、H28年度実施状況の把握 等

H28. 2. 10

H27年度 四国地方公共工事品質確保推進協議会開催

- ・H27年度取り組み状況について、H28年度実施方針(案)、H28年度実施状況の把握 等

運用指針を踏まえた実施状況の把握結果の公表

平成27年度四国品確協活動状況

連携

①県部会を中心として自治体支援活動を実施

・各県部会

第1回県部会＝徳島県:H27.5.20 香川県:H27.5.18 愛媛県:H27.7.10 高知県:H27.7.23

第2回県部会＝徳島県:H27.11.16 香川県:H27.10.28 愛媛県:H27.11.17 高知県:H27.11.19

・発注関係事務の実施状況(H27)について把握

・発注見通しの公表…4県、市町村、国、特殊法人のHPリンクを拡充。国、特殊法人、愛媛県内の自治体は全て実施済

・入札不調・不落状況の把握…隨時や定期的(毎月)、『四国ブロック不調不落対策ホットライン』として不調・不落情報の報告

臨場

②自治体支援(工事検査・成績評定の臨場)の活用推進

(12月末現在)

整備局

- 7～9月 臨場25名(8自治体)12工事
- 10～12月 臨場18名(7自治体) 6工事
- 1～2月 申込み受付中

各県

- ・徳島県:7市町15名
- ・香川県:5市町17名
- ・愛媛県:7市町14名

合計

34自治体 89名
(述べ)

研修

③国・県等の既存研修制度等の活用推進

主催者以外への研修参加者数(香川県は一部県職員も含む)

合計 932名

徳島県:214名(3研修)、香川県:253名(4研修等)、愛媛県:197名(3研修等)、高知県:200名(3研修等)、整備局:68名(11研修)

派遣

④国・県の職員等を学識経験者として活用推進

(12月28日現在)

各県

県職員を学識者として派遣した市町村

徳島県:8市町、香川県:5市町、愛媛県:7市町、高知県:5市町村

整備局

国職員を派遣
なし

合計 25自治体

ヒアリング

⑤国と県による発注関係事務実施状況をヒアリング

発注関係事務の課題等の把握

各県

各県団体 3市1町

平成27年度四国品確協活動状況

①県部会を中心として自治体支援活動を実施

四国地方公共工事品質確保推進協議会

会長:四国地方整備局長

幹事長:企画部長

県部会



H27第2回愛媛県部会(H27.11.17)

平成27年度 県部会開催状況

【徳島県部会】

第1回県部会

■開催日 H27.5.20

■参加団体数26団体、参加者数52人

■主な内容

- 発注関係事務の適切な実施に向けて
- 情報提供

第2回県部会

■開催日 H27.11.16

■参加団体数24団体、参加者数51人

■主な内容

- 公共事業の品質確保について
- 品確法を踏まえた官庁営繕の主な取り組み
- 発注関係事務(取組事項)の実施状況の把握、改善・支援について
- 発注関係事務(平成28年度追加取組事項)について
- 発注関係事務の適切な実施に向けて
- 情報提供

【香川県部会】

第1回県部会

■開催日 H27.5.18

■参加団体数18団体、参加者数42人

■主な内容

- 平成27年度香川県部会の活動について
- 周知事項

第2回県部会

■開催日 H27.10.28

■参加団体数15団体、参加者数38人

■主な内容

- 改正品確法第22条に基づく発注関係事務の運用に関する指針について
- 平成27年度四国品確協香川県部会の活動状況
- 発注関係事務の実施状況について
- 公共工事の品質確保について
- 品確法を踏まえた官庁営繕の主な取組

徳島県部会 部会長:徳島県土整備部長

(H27.2.12発足) 代表事務所:徳島河川国道事務所、小松島港湾・空港整備事務所

香川県部会 部会長:香川県土木部長

(H27.2.2発足) 代表事務所:香川河川国道事務所、高松港湾・空港整備事務所

愛媛県部会 部会長:愛媛県技術監

(H27.2.4発足) 代表事務所:松山河川国道事務所、松山港湾・空港整備事務所
大洲河川国道事務所

高知県部会 部会長:高知県土木技術監

(H27.2.5発足) 代表事務所:高知河川国道事務所、高知港湾・空港整備事務所
中村河川国道事務所

※参加団体数、参加者数には、整備局・県含む。

【愛媛県部会】

第1回県部会

■開催日 H27.7.10

■参加団体数22団体、参加者数51人

■主な内容

- 愛媛県部会の設置要領について
- 平成27年度取組方針(案)について
- 公共工事の品確推進に係る取り組みについて
- その他、意見情報交換

第2回県部会

■開催日 H27.11.17

■参加団体数21団体、参加者数47人

■主な内容

- 第1回四国地方公共工事品質確保推進協議会幹事会結果について(概要報告)
- 取り組み事例の報告(県・市町)
- 愛媛県部会平成27年度各発注機関で検討を行う事項について
- 公表用取り組み事項について
- 公共工事の品質確保について
- 品確法を踏まえた官庁営繕の主な取組

【高知県部会】

第1回県部会

■開催日 H27.7.23

■参加団体数36団体、参加者数50人

■主な内容

- 発注関係事務の適切な実施に向けて
- 意見交換

第2回県部会

■開催日 H27.11.19

■参加団体数24団体、参加者数43人

■主な内容

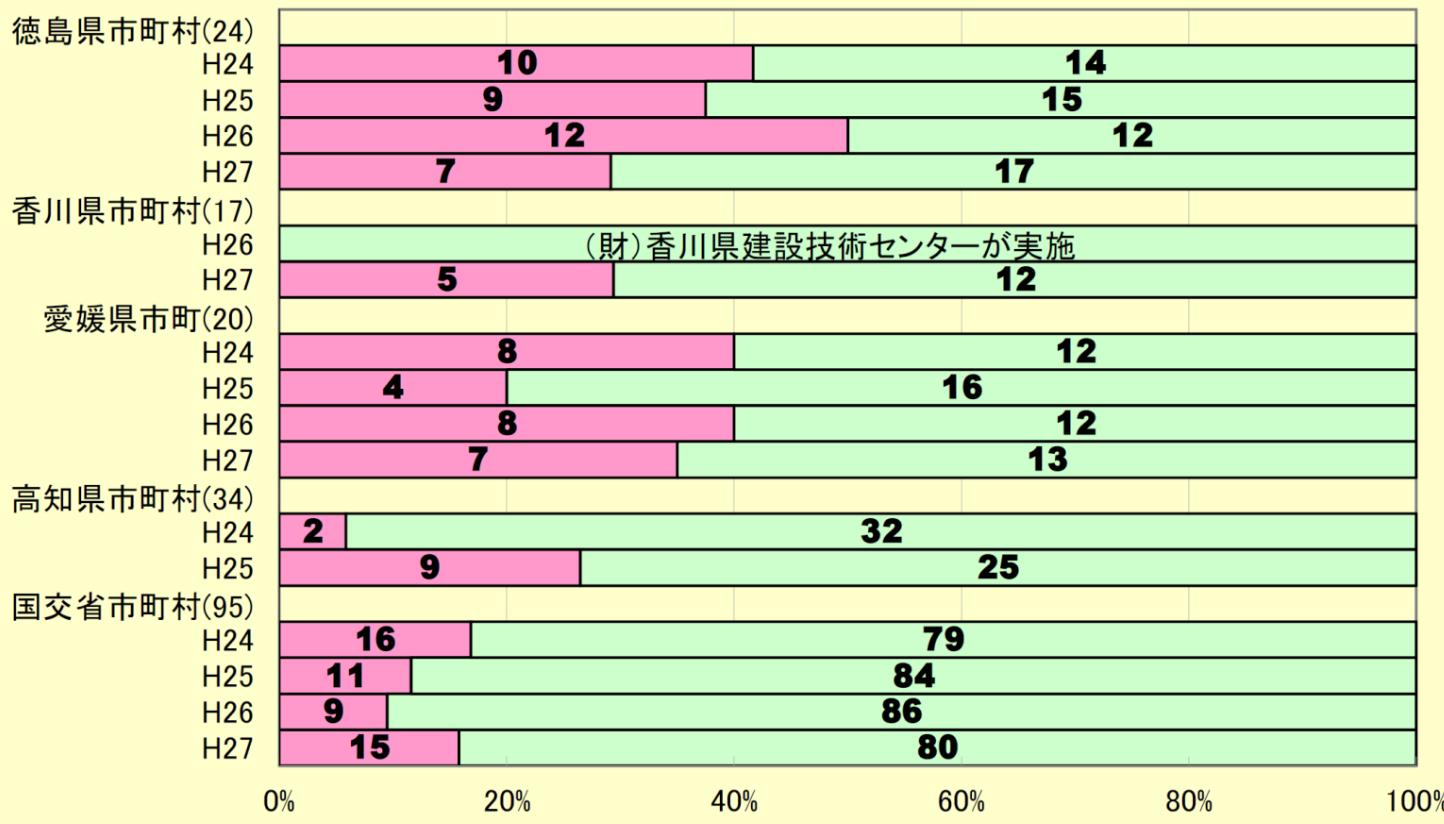
- 公共工事の品質確保について
- 品確法を踏まえた官庁営繕の主な取組
- 高知県部会の取組状況について
- その他(社会保険未加入対策について)

平成27年度四国品確協活動状況

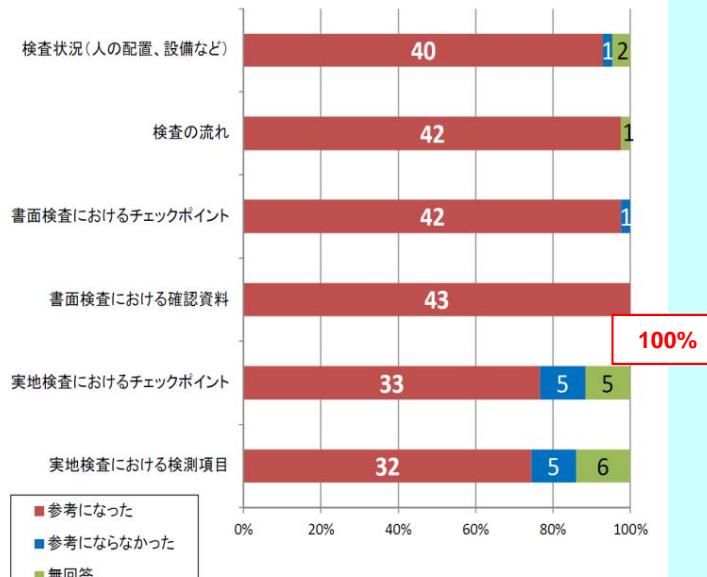
②自治体支援(工事検査・成績評定の臨場)の活用推進(継続) 12月28日現在

- ・自治体発注担当者等の工事検査・工事成績評定能力の向上を目的として、国・県の工事検査、成績評定の臨場(実地研修)を実施。
- ・四国全体における12月末現在迄の臨場者は、34自治体89名。

【国・県の工事検査・成績評定に臨場した市町村数】



【国・臨場者のアンケートより】



状況や流れ、書面検査は
9割以上が
「参考になった」と回答。

実地検査は
約7割が
「参考になった」と回答。

平成27年度四国品確協活動状況

③国・県等の既存研修制度等の活用推進(継続)

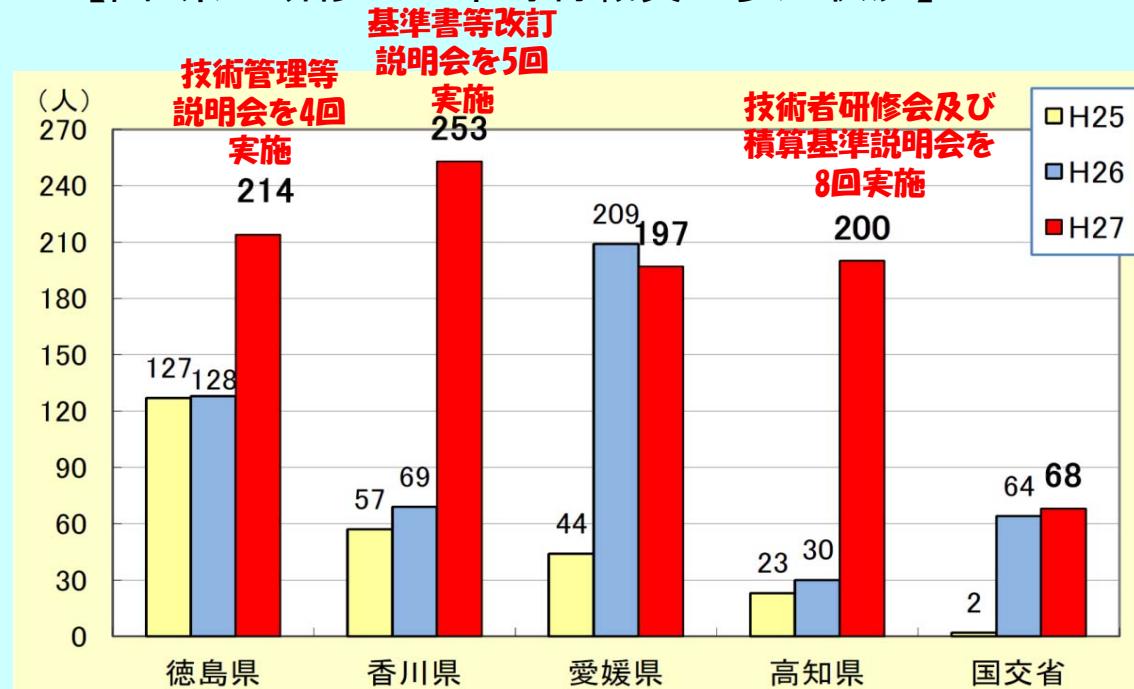
- ・自治体発注担当者等の必要な知識習得、技術力向上を図るため、国、県等の研修制度を積極的活用
- ・四国全体における平成27年度の既存研修制度の活用状況は、国・県とも例年より参加人数が増

参加状況(H27.11月末現在)

◆徳島県: 3研修(3,3) [※]	214名(128,127) [※]	※()内は(H26,H25)実績
◆香川県: 4研修(3,3)	253名(69,57)	H27は県職員も含む
◆愛媛県: 3研修(3,3)	197名(209,44)	
◆高知県: 3研修(1,1)	200名(30,23)	
◆国交省: 11研修(14,2)	68名(64,2)	

四国全体: 24研修(24,12) 932名(500,253)

【国・県の研修への市町村職員の参加状況】



平成27年度四国品確協活動状況

③国・県等の既存研修制度等の活用推進(継続)

□平成27年度の研修実績

機関	研修名等	対象者	実施日	研修内容	参加者
徳島県	技術管理等説明会	・県担当者 ・市町村担当者	H27.6.15, 16, 17, 24	・土木工事積算基準等の改定について ・土木工事積算の運用について など	市町村132名
	土木技術職員研修	・県新規採用職員 ・県新任主任主事職員 ・県新任係長級職員 ・県職員 ・市町村職員	(新採前期) H27.5.22, 25~29 (新採後期) H27.11.9, 10, 12 (新任係長級) H27.8.28 (専門研修) H27.4.17, 11.16	・品確法、入札契約方式について ・監督・検査について ・CALS/EC・現場研修 ・総合評価・測量実習 ・設計の基礎 など	(新採前期) 市町村25名 (新採後期) 市町村15名 (新任係長級) 市町村10名 (専門研修) 市町村29名
	徳島県土木技術・業務発表会	・県職員 ・市町村職員 ・一般県民 等	H27.11.5	・土木技術・業務発表 ・聴講	市町村3名
香川県	初任技術者のための積算業務	県職員、市町職員	H27.5.19	・土木工事の積算、設計書作成 など	県職員16名、市町職員19名
	初任技術者のための監督業務	県職員、市町職員	H27.6.2	・監督員の役割 ・入札契約制度について ・施工管理について など	県職員14名、 市町職員16名
	基準書等改定説明会	県職員、市町職員	H27.7.6、H27.7.8、 H27.7.9、H27.7.10、 H27.7.15	・土木工事積算基準等の改定 ・土木工事積算の運用 など	県職員及び市町職員約200名
	工事監督・検査・監察	県職員、市町職員	H27.9.2	・公共工事の監督と検査について ・工事の検査及び監査のポイント ・公共工事の災害防止対策と安全規則	県職員11名、市町職員18名
愛媛県	県・市町職員技術研修会	県職員・市町職員	[前期]3会場 平成27年7月14日 平成27年7月15日 平成27年8月3日 [後期]3会場 平成27年11月10日 平成27年11月12日 平成27年11月19日	[前期] ・土木工事積算基準等の改定について ・市町道事業の留意事項 ・災害復旧事業について [後期] ・土木設計実習 など	[前期] 県職員103名、市町職員137名 [後期] 県職員24名、市町職員21名
	工事検査専門員等会議	県・市町検査担当職員	平成27年9月11日	・平成26年度工事成績評定結果について ・工事成績評定の模擬評定の実施	県職員26名、市町職員17名
	土木職員技術研修	係長以下の県・市町の 技術職員	[前期]平成27年6月 1日~3日 [後期]平成27年9月 30日~10月2日	・公共工事の品質確保 ・測量実習、設計演習 ・工事検査における留意事項 ・現場見学会	[前期] 県職員12名、市町職員11名 [後期] 県職員12名、市町職員11名
高知県	技術者研修会及び積算基準説明会	県担当者・市町村担当者	H27.7.3~10 (全8回)	設計、積算業務の概要・土木業務の概要について 土木業務概要、土木工事概要、補助事業について	全8回計 県職員318名、 市町村職員177名
	土木技術職員初任者研修	県担当者・市町村担当者	H27.4.23~24	測量・設計・積算業務の概要、測量機器等の操作実習	県職員0名、市町村職員9名
	土木技術職員研修(基礎)	県担当者・市町村担当者	H27.8.6~7 H27.8.17~18 H27.9.3~4 H27.9.17~18	土木事業をマネジメントするための基礎的知識の習得(施工管理、安全管理、工事発注設計書等)	県職員31名、市町村職員14名

平成27年度四国品確協活動状況

③国・県等の既存研修制度等の活用推進(継続)

□平成27年度の研修実績

機関	研修名等	対象者	実施日	研修内容	参加者
四国地方整備局	初任監督員研修	新任係長クラス	H27.4.20～H27.4.24 (5日間)	・品確法、入札契約方式について ・監督・検査について ・建設生産システムの業務効率化 ・セミナーなど	自治体1名
	機械技術(初級)研修	係員クラス	H27.5.18～H27.5.22 (5日間)	経験の浅い機械系の仕事に携わる職員に対し、機械職員に必要な基本的知識を習得させ、業務の円滑な遂行を図る	自治体2名
	土砂災害対応研修	事務所及び出張所の技術系係長以上	H27.5.25～H27.5.27 (3日間)	土砂災害防止法に基づき国が実施する河道閉塞(天然ダム)の緊急調査に必要な技術の習得を図る。	自治体3名
	道路構造物管理実務者研修 (橋梁初級Ⅱ)	事務所及び出張所の技術系係長	H27.8.3～H27.8.7 (5日間)	点検の適切な実施・評価に重点を置いた研修を実施し、適切なメンテナンスサイクルが運用できる人材育成を図る。	自治体2名
	道路構造物管理実務者研修 (トンネル初級)	事務所及び出張所の技術系係長	H27.9.14～H27.9.16 (3日間)	点検の適切な実施・評価に重点を置いた研修を実施し、適切なメンテナンスサイクルが運用できる人材育成を図る。	自治体8名
	港湾技術者研修	本局・事務所係長、係員、及び港湾管理者(港湾設計等に携わる港湾関係の職員)	H27.10.1～H27.10.2 (2日間)	港湾施設の計画・整備に必要となる設計に関する技術基準を中心とした港湾技術の体系的な習得を図る。	自治体9名
	危機管理研修	本局課長補佐、事務所課長クラス	H27.10.13～H27.10.16(4日間)	災害対応能力の充実・強化が求められている状況をふまえ、全般的な防災業務の知識を習得し能力の向上を図る。	自治体2名
	まちづくり・景観研修	技術系係長	H27.10.19～H27.10.23 (5日間)	まちづくり・地域づくり及び景観に関わる基礎知識を総合的に習得等、職員の資質の向上と、習得した内容を日常の業務に反映させることを目的。	自治体2名
	維持管理技術(河川・ダム)研修	係長、専門職、専門官等	H27.11.9～H27.11.13 (5日間)	河川法改正を踏まえPDCAサイクルによる維持管理に理解を深める。	自治体7名
	河川計画研修	事務所及び出張所の係長等、本局係員	H27.11.16～H27.11.20 (5日間)	河川計画に関する上級研修として、実務能力の向上を図るため、ケーススタディを実施するモデル河川で一貫した河川計画(治水計画)策定の実務演習を実施し、実務上必要となる知識を習得することにより業務の円滑な遂行を図る。	自治体6名
	道路構造物管理実務者研修 (橋梁初級Ⅰ)	事務所及び出張所の技術系係長	H27.11.24～H27.11.27 (4日間)	点検の適切な実施・評価に重点を置いた研修を実施し、適切なメンテナンスサイクルが運用できる人材育成を図る	自治体26名

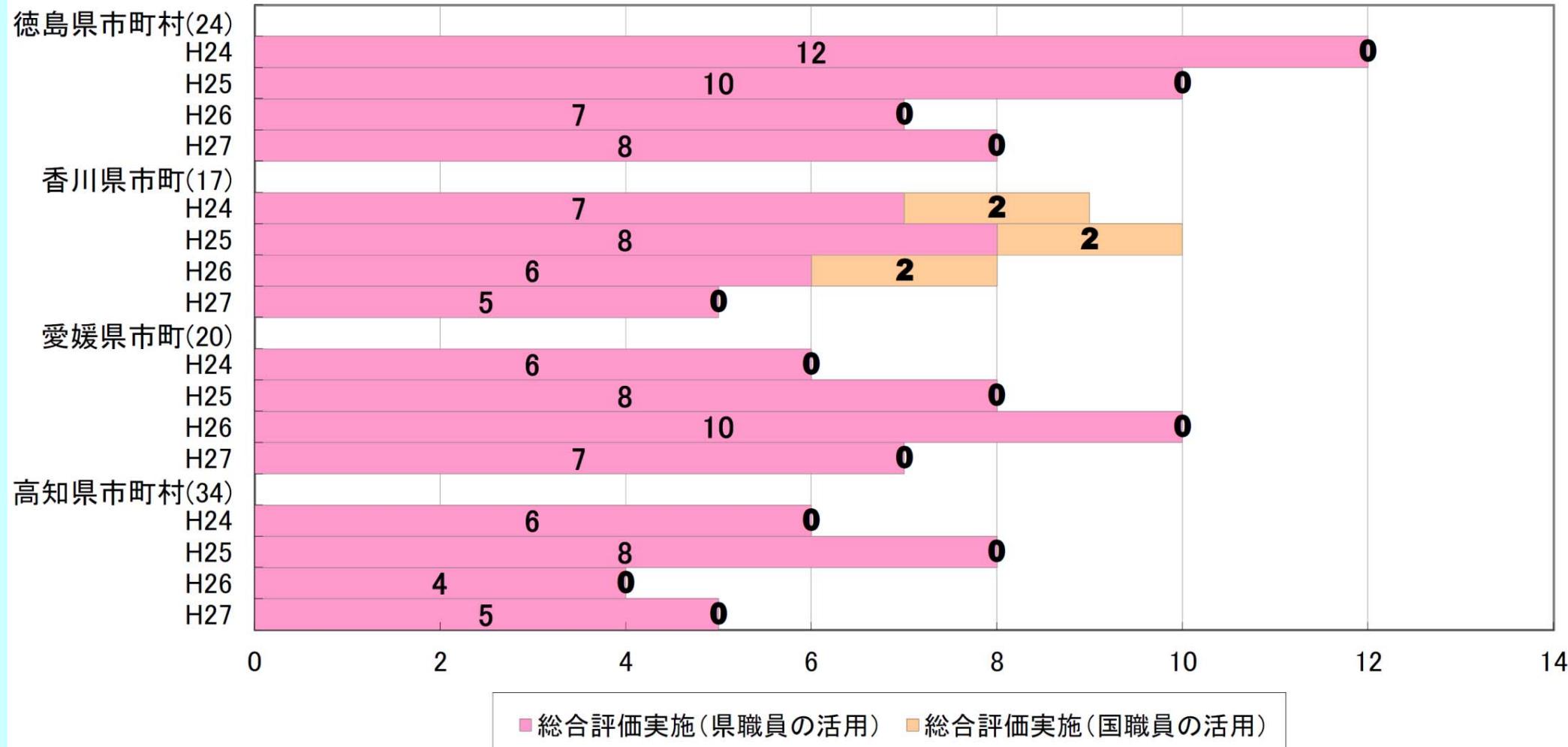
※ 監督検査技術、設計積算技術、道路行政マネジメント、道路技術(構造物設計)、総合計画研修については自治体参加者無し

平成27年度四国品確協活動状況

④学識経験者として国・県等派遣職員の活用推進(継続) 12月28日現在

- ・四国全体における平成27年度の国・県等派遣職員の活用市町村は、25市町村であり、活用状況は減少
(H26年度:28市町村)
※学識経験者には、意見を聞く発注者とは別の公共工事の発注者の立場での実務経験を有している者等も含まれる。
(公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針について H17. 8. 26閣議決定より) ※(H27.11.末現在)

【意見聴取を行う学識者としての国・県職員等を活用した市町村数】



発注関係事務の実施状況(H27)の把握について

<「発注関係事務の運用に関する指針(運用指針)」の主なポイント>

運用指針とは：品確法第22条に基づき、**地方公共団体、学識経験者、民間事業者等の意見を聴いて、国が作成**

- 各発注者が発注関係事務を適切かつ効率的に運用できるよう、**発注者共通の指針**として、体系的にとりまとめ
- 国は、本指針に基づき発注関係事務が適切に実施されているかについて定期的に調査を行い、その結果をとりまとめ、公表**

必ず実施すべき事項

予定価格の適正な設定

予定価格の設定に当たっては、**適正な利潤を確保**することができるよう、市場における労務及び資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映した積算を行う。積算に当たっては、**適正な工期を前提**とし、**最新の積算基準を適用**する。

歩切りの根絶

歩切りは、公共工事の品質確保の促進に関する法律第7条第1項第1号の規定に違反すること等から、**これを行わない**。

低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等

ダンピング受注を防止するため、**低入札価格調査制度**又は**最低制限価格制度の適切な活用を徹底**する。**予定価格は、原則として事後公表**とする。

適切な設計変更

施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない等の場合、**適切に設計図書の変更**及びこれに伴って必要となる**請負代金の額や工期の適切な変更**を行う

発注者間の連携体制の構築

地域発注者協議会等を通じて、各発注者の**発注関係事務の実施状況等を把握**するとともに、各発注者は**必要な連携や調整を行い**、支援を必要とする市町村等の発注者は、地域発注者協議会等を通じて、**国や都道府県の支援を求める**。

実施に努める事項

工事の性格等に応じた入札契約方式の選択・活用

各発注者は、**工事の性格や地域の実情等に応じて、多様な入札契約方式の中から適切な入札契約方式を選択**し、又は組み合わせて適用する。

発注や施工時期の平準化

債務負担行為の積極的な活用や**年度当初からの予算執行の徹底**など予算執行上の工夫や、**余裕期間の設定**といった契約上の工夫等を行うとともに、**週休2日の確保**等による不稼働日等を踏まえた適切な工期を設定の上、**発注・施工時期等の平準化**を図る。

見積りの活用

入札に付しても入札者又は落札者がなかった場合等、標準積算と現場の施工実態の乖離が想定される場合は、見積りを活用することにより**予定価格を適切に見直す**。

受注者との情報共有、協議の迅速化

各発注者は**受注者からの協議**等について、**速やかかつ適切な回答**に努める。設計変更の手続の迅速化等を目的として、**発注者と受注者双方の関係者**が一堂に会し、**設計変更の妥当性の審議及び工事の中止等の協議・審議等**を行う会議を、必要に応じて開催する。

完成後一定期間を経過した後における施工状況の確認・評価

必要に応じて**完成後の一定期間を経過した後において施工状況の確認及び評価**を実施する。

発注関係事務の実施状況(H27)の把握について

- ・「発注関係事務の運用に関する指針(運用指針)」を踏まえて、発注関係事務を適切かつ効率的に実施するため、取り組むべき事項を整理。
- ・地域発注者協議会(四国品確協)を通じて、各発注者の発注関係事務の実施状況等を把握。
- ・平成27年度は、運用指針を踏まえて、運用指針の主なポイントの「必ず実施すべき事項」について、実施状況を把握し公表。

◆必ず実施すべき事項

大項目	工事	業務	備考
小項目			
予定価格の適正な設定			
最新の積算基準の適用	○	○	
最新の労務【技術者】単価等の適用(年度途中に改定があった場合は見直す)	○	○	
適正な工期の設定(準備・後片付・雨天・休日等不稼働日等考慮)	○	○	
歩切りの根絶	○	○	
低入札調査基準価格又は最低制限価格の設定・活用の徹底等	○	○	
低入札調査基準価格又は最低制限価格の設定	○	○	工事は品確協継続取り組み
予定価格の原則事後公表	○	○	工事は品確協継続取り組み
適切な設計変更			
施工条件の変化等に応じた適切な設計変更【精算変更の実施】	○	○	
発注者間の連絡体制の構築			
発注関係事務の実施状況の把握	—	—	協議会にて調査

【 】は業務

「四国品確協」設置要領の改正(案)について

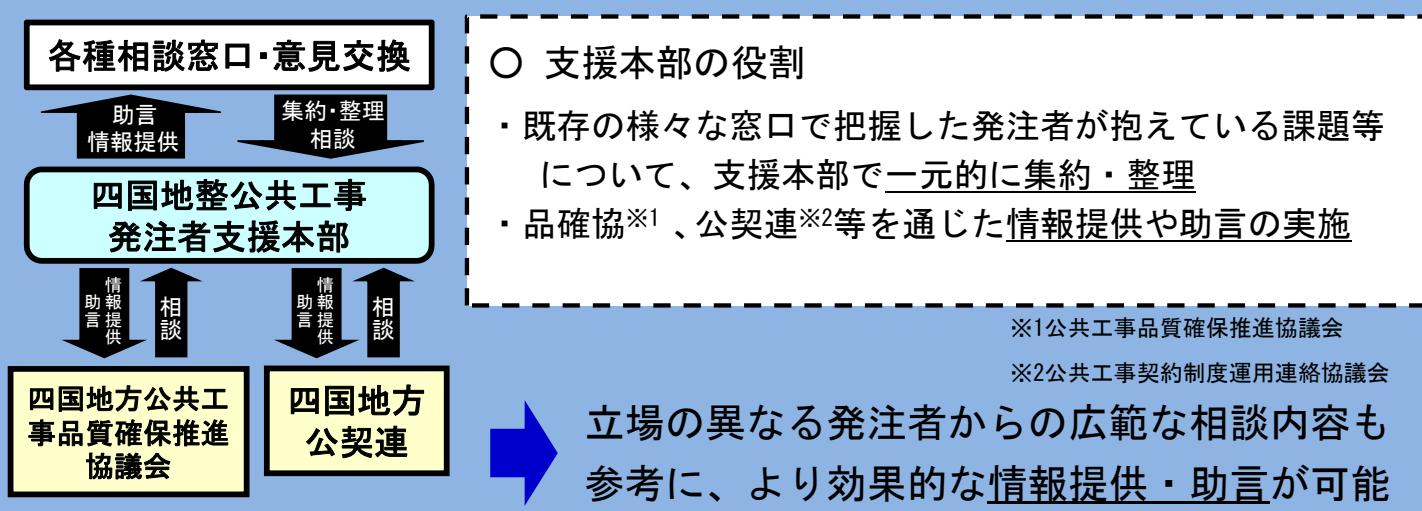
『公共工事発注者支援本部』設置による発注者に対する支援等の推進

- 品確法※第22条に基づく運用指針の本格運用（H27.4～）を踏まえ、市町村等の発注者に対する支援や連携を可能とするため、全47都道府県に、① 国の相談窓口、② 都道府県毎の発注者協議会を設置
※公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）
 - 国による効果的な支援の実施に向けて、地方整備局等における体制の強化が必要
- ➡ 「公共工事発注者支援本部」を設置し、関係部局の連携による支援を推進

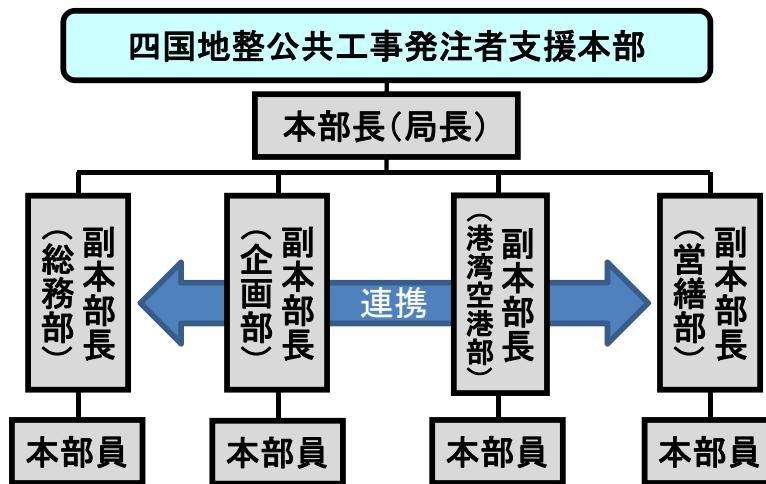
■ 公共工事発注者支援本部について

- 各地方整備局及び北海道開発局に設置。平成27年9月1日より、全面的に運用開始。
- 公共工事の発注者の発注関係事務に係る以下の事務について対応。関係部局間の連携を強化。
 - i. 相談（各種施策の推進に当たっての課題等）
 - ii. 必要な情報提供及び助言
 - iii. その他の必要な支援

＜四国ブロックの運用＞



＜体制イメージ＞



資料2

「四国地方公共工事品質確保推進協議会」設置要領 **改正案**

以下、赤書き:改正案 斜書き:改正主旨

(名称)

第1条 本会は、四国地方公共工事品質確保推進協議会（以下「協議会」という）と称する。

(目的)

第2条 本協議会は、現在及び将来の公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成及び確保を図るため、国、地方公共団体及び特殊法人等の各発注者が責務を果たすことを目的として、協力体制を強化し、情報交換を行うなど相互に緊密な連携を図り、発注者としての具体的な施策の検討、発注関係事務を適切に実施するための発注者支援の体制づくりの検討を行うとともに地方公共団体等への支援等を行う。

(業務)

第3条 本協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項に関する業務を行う。

- (1) 各発注者の発注関係事務の実施状況の把握
- (2) 発注関係事務の適切かつ効率的な運用の実施のために必要な連携や調整
- (3) 発注者共通の課題への対応や各種施策の推進
- (4) 地方公共団体等への発注関係事務の支援等及びその運営管理

(委員)

第4条 本協議会は、協議会の主旨に賛同する公共工事発注機関（別紙1に掲げる委員）をもって構成する。

(会長)

第5条 本協議会に、会長を置き、国土交通省四国地方整備局長がこれにあたる。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

(幹事)

第6条 協議会の円滑な運営を補助するために協議会に幹事会を置く。

2 幹事会は、別紙2に掲げる幹事をもって構成する。

3 幹事会に、幹事長を置き、国土交通省四国地方整備局企画部長がこれにあたる。

(県部会)

第7条 協議会の業務を円滑に推進するため、協議会に徳島県、香川県、愛媛県及び高知県の各県の部会（以下「県部会」という）を置く。

- 2 県部会に、部会長を置く。
- 3 部会長は、会務を総理し、県部会を代表する。

(会議)

第8条 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 幹事会の会議は、必要に応じて幹事長が招集する。
- 3 委員は、あらかじめ指名した者を代理として会議に出席させることができる。
- 4 会長は、必要がある時は、別紙1に掲げる者以外の者の参加を求めることができる。
- 5 幹事長は、必要がある時は、別紙2に掲げる者以外の者の参加を求めることができる。

(事務局)

第9条 協議会及び幹事会の事務局は、四国地方整備局企画部技術管理課が関係機関の協力を得て努める。

(雑則) 改正（施行）日を追加

第10条 この規約に定めるもののほか、本協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

- 付則 この要領は、平成18年7月12日から施行する。
付則 この要領は、平成18年11月13日から施行する。
付則 この要領は、平成19年7月18日から施行する。
付則 この要領は、平成20年10月24日から施行する。
付則 この要領は、平成24年1月31日から施行する。
付則 この要領は、平成25年1月28日から施行する。
付則 この要領は、平成27年1月26日から施行する。
付則 この要領は、平成28年2月10日から施行する。

別紙1 名称変更委員を追加・修正

第4条関係（委員）

- (1) 会長：国土交通省 四国地方整備局長
(2) 委員：国土交通省 四国地方整備局次長

次長兼総務部長

企画部長

建政部長

港湾空港部長

営繕部長

農林水産省 中国四国農政局 **整備農村振興**部長

林野庁 四国森林管理局 計画保全部長

環境省 中国四国地方環境事務所 統括自然保護企画官

高等裁判所 高松高等裁判所 事務局長

財務省 四国財務局 総務部長

財務省 高松国税局 総務部次長

徳島県 県土整備部長

農林水産部長

香川県 土木部長

農政水産部長

愛媛県 土木部長

農林水産部長

高知県 土木部長

農業振興部長

市町村 市町村長

西日本高速道路(株) 四国支社 建設事業部長

本州四国連絡高速道路(株) 坂出管理センター所長

別紙2 名称変更幹事を追加・修正

第6条 関係（幹事）

(1) 幹事長： 国土交通省 四国地方整備局 企画部長
(2) 幹事： 国土交通省 四国地方整備局 企画部 技術調整管理官
企画部 技術開発調整官
企画部 総括技術検査官
総務部 総括調整官
企画部 契約管理官
企画部 建設産業調整官
企画部 都市調整官
河川部 河川調査官
道路部 地域道路調整官
港湾空港部 港湾空港企画官
港湾空港部 事業計画官
港湾空港部 営繕部 営繕調査官
農林水産省 中国四国農政局 **整備農村振興部** 設計課長
林野庁 四国森林管理局 計画保全部 治山課長
環境省 中国四国地方環境事務所 **国立公園・保全自然環境**整備課長
高等裁判所 高松高等裁判所 事務局 会計課長
財務省 四国財務局 総務部 会計課長
財務省 高松国税局 総務部 営繕監理官
徳島県 県土整備部 副部長
農林水産部 農山村整備課長
香川県 土木部 次長
農政水産部 農村整備課長
愛媛県 土木部 技術監
農林水産部 農業振興局 農地整備課長
高知県 土木部 土木技術監兼建設検査長
農業振興部 農業基盤課長
市町村 担当部課長等
西日本高速道路(株) 四国支社 建設事業部 技術審査役
本州四国連絡高速道路(株) 坂出管理センター副所長

【オブザーバー】

国土交通省 四国運輸局
第五管区海上保安本部
警察庁 四国管区警察局
経済産業省 四国経済産業局
(独) 水資源機構

平成28年度実施方針(案)について

1)協議会の実施方針(案)

1. 公共工事の品質確保の促進に向けた取組

○現在及び将来にわたるインフラの品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保を図るため、各発注者が改正品確法第7条に規定する「発注者の責務」等を踏まえて、発注関係事務を適切かつ効率的に実施する。

2. 発注者間の連携や調整

- ①各発注者の発注関係事務の実施状況を把握
- ②各発注者の発注関係事務の実施状況を公表
- ③発注関係事務の適切かつ効率的な運用の実施のために必要な連携や調整
- ④発注者共通の課題への対応や各種施策の推進

3. 地方公共団体等への発注関係事務の支援等

○地方公共団体等への発注関係事務の支援等及びその運営管理

- ・発注関係事務の実施状況の把握結果を踏まえた国・県の個別支援
- ・品質確保関係相談窓口(国・県)の活用
- ・外部からの支援体制の活用
- ・工事検査・成績評定の臨場の活用
- ・国・県等の既存研修制度の活用
- ・国・県の職員等を学識経験者として活用
- ・国と県による市町村との意見交換の実施等

2)協議会のスケジュール(案)について

H28. 1. 19	H27年度 四国地方公共工事品質確保推進協議会(幹事会)開催 ・H27年度発注関係事務実施状況の把握 ・H28年度実施方針(案)協議 等
H28. 2. 10	H27年度 四国地方公共工事品質確保推進協議会 開催 ・H27年度発注関係事務実施状況報告 ・H28年度実施方針(案)の決定 等
H28. 4～7月頃	幹事会、県部会 開催予定 ・H28年度実施方針(案)に基づき、幹事会、県部会を適宜開催する。 ・H28年度実施計画の策定、発注関係事務の実施状況の把握(目標の設定)→公表
H28. 10～11月頃	幹事会、県部会 開催予定 ・H28年度実施方針(案)に基づき、幹事会、県部会を適宜開催する。 ・H28年度発注関係事務の実施状況の把握(達成状況)
H29. 1～2月頃	H28年度 四国地方公共工事品質確保推進協議会 開催予定 ・H28年度発注関係事務の実施状況の報告(達成状況)→公表 ・H29年度実施方針(案)の決定 等

発注関係事務の実施状況(H28)の把握について

発注関係事務の実施状況(H28)の把握について

<「発注関係事務の運用に関する指針(運用指針)」の主なポイント>

運用指針とは：品確法第22条に基づき、**地方公共団体、学識経験者、民間事業者等の意見を聴いて、国が作成**

- 各発注者が発注関係事務を適切かつ効率的に運用できるよう、**発注者共通の指針**として、体系的にとりまとめ
- 国は、本指針に基づき発注関係事務が適切に実施されているかについて定期的に調査を行い、その結果をとりまとめ、公表**

必ず実施すべき事項

予定価格の適正な設定

予定価格の設定に当たっては、**適正な利潤を確保**することができるよう、市場における労務及び資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映した積算を行う。積算に当たっては、**適正な工期を前提**とし、**最新の積算基準を適用**する。

歩切りの根絶

歩切りは、公共工事の品質確保の促進に関する法律第7条第1項第1号の規定に違反すること等から、**これを行わない**。

低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等

ダンピング受注を防止するため、**低入札価格調査制度**又は**最低制限価格制度の適切な活用を徹底**する。**予定価格は、原則として事後公表**とする。

適切な設計変更

施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない等の場合、**適切に設計図書の変更**及びこれに伴って必要となる**請負代金の額や工期の適切な変更**を行う

発注者間の連携体制の構築

地域発注者協議会等を通じて、各発注者の**発注関係事務の実施状況等を把握**するとともに、各発注者は**必要な連携や調整を行い**、支援を必要とする市町村等の発注者は、地域発注者協議会等を通じて、**国や都道府県の支援を求める**。

実施に努める事項

工事の性格等に応じた入札契約方式の選択・活用

各発注者は、**工事の性格や地域の実情等に応じて、多様な入札契約方式の中から適切な入札契約方式を選択**し、又は組み合わせて適用する。

発注や施工時期の平準化

債務負担行為の積極的な活用や**年度当初からの予算執行の徹底**など予算執行上の工夫や、**余裕期間の設定**といった契約上の工夫等を行うとともに、**週休2日の確保**等による不稼働日等を踏まえた適切な工期を設定の上、**発注・施工時期等の平準化**を図る。

見積りの活用

入札に付しても入札者又は落札者がなかった場合等、標準積算と現場の施工実態の乖離が想定される場合は、見積りを活用することにより**予定価格を適切に見直す**。

受注者との情報共有、協議の迅速化

各発注者は**受注者からの協議**等について、**速やかかつ適切な回答**に努める。設計変更の手続の迅速化等を目的として、**発注者と受注者双方の関係者**が一堂に会し、**設計変更の妥当性の審議及び工事の中止等の協議・審議等**を行う会議を、必要に応じて開催する。

完成後一定期間を経過した後における施工状況の確認・評価

必要に応じて**完成後の一定期間を経過した後において施工状況の確認及び評価**を実施する。

発注関係事務の実施状況(H28)の把握について

- ・「発注関係事務の運用に関する指針(運用指針)」を踏まえて、発注関係事務を適切かつ効率的に実施するため、取り組むべき事項を整理。
- ・地域発注者協議会(四国品確協)を通じて、各発注者の発注関係事務の実施状況等を把握。
- ・平成28年度は、運用指針の主なポイントの「必ず実施すべき事項」について、工事と業務の実施状況を把握し公表。また、運用指針の主なポイントの「実施に努める事項」について、工事の実施状況を把握し公表。

◆必ず実施すべき事項

大項目	工事	業務	備考
予定価格の適正な設定			
最新の積算基準の適用	○	○	
最新の労務【技術者】単価等の適用(年度途中に改定があった場合は見直す)	○	○	
適正な工期の設定(準備・後片付・雨天・休日等不稼働日等考慮)	○	○	
歩切りの根絶	○	○	
低入札調査基準価格又は最低制限価格の設定・活用の徹底等	○	○	
低入札調査基準価格又は最低制限価格の設定	○	○	工事は品確協継続取り組み
予定価格の原則事後公表	○	○	工事は品確協継続取り組み
適切な設計変更			
施工条件の変化等に応じた適切な設計変更【精算変更の実施】	○	○	
発注者間の連絡体制の構築			
発注関係事務の実施状況の把握	—	—	協議会にて調査

【 】は業務

◆実施に努める事項

大項目
工事の性格等に応じた入札契約方式の選択・活用
発注や施工時期の平準化
見積りの活用
受注者との情報共有、協議の迅速化
完成後一定期間を経過した後における施工状況の確認・評価

※完成後の施工品質の確認及び評価のあり方を国で検討中

平成28年度は工事・業務ともに実施状況等を把握し公表

平成28年度第1回県部会で把握項目を設定する予定

発注関係事務の実施状況の把握(H28)について

公表のイメージ(H28調査様式)

機関名	大項目											
	小項目				小項目				小項目			
	H28年度 目標	実施状況	その他 (実施状況 に変わる取 り組みがあ れば記載)	備考	H28年度 目標	実施状況	その他 (実施状況 に変わる取 り組みがあ れば記載)	備考	H28年度 目標	実施状況	その他 (実施状況 に変わる取 り組みがあ れば記載)	備考

発注関係事務の実施状況の把握(H28)について

実施目標の凡例(H28)

記号	内容	説明
◎	実施済み	過年度より本格的に実施済みであり、当該年度にも継続して実施予定の場合 又は当該年度に本格実施済みの場合に選択
○	実施予定	過年度に実施がなく、当該年度に本格的に実施予定の場合 又は過年度に一部実施(試行)済みであり、当該年度より本格的に実施予定の場合に選択
□	一部実施	当該年度に一部のみ実施(試行)の場合に選択
△	実施検討中	当該年度に実施する予定がなく、実施に向けた検討を行う場合に選択
—	実施予定無し	当該年度に実施する予定がない、該当が無い場合に選択

※実施の考え方

- ・○○設計業務「原則全て」等、対象業務全件に適用する場合→「◎:実施済み」、「○:実施予定」
- ・○○設計業務のうち○○件程度等、一部案件に適用する場合→「□:一部実施」
- ・試行的に○○件程度実施又は実施予定→「□:一部実施」
- ・実施予定無しを選択した場合、該当案件が無い場合は備考欄に”該当案件無し”と記載
- ・最新の積算基準の適用等において部局で異なる場合→「□:一部実施」

実施状況の凡例(H28)

記号	内容	説明
○	実施	目標が達成された場合に選択
△	一部実施	目標の一部が達成された場合に選択(実施目標で実施予定無し以外を選択した場合)
×	実施無し	1.実施目標で実施予定無しを選択した場合 2.目標設定したが達成出来なかった場合

徳島県部会資料

必ず実施すべき事項

- ① 予定価格の適切な設定
- ② 歩切りの根絶
- ③ 低入札価格調査基準又は
最低制限価格の設定・活用の徹底
- ④ 予定価格の事後公表
- ⑤ 適切な設計変更
- ⑥ 発注者間の連携体制の構築



概ね達成

- 「四国品確協」や「徳島県品確連(県部会)」等での
・意見交換
 - ・入札契約制度や積算基準の説明会
 - ・電子入札システムの共同利用
 - ・工期算定要領・共通仕様書・設計変更ガイドライン
等の参考送付
- 等の取組により改善が図られ、
「概ね達成」していると把握

「建設企業との意見交換」や「研修内容の充実」等により、更なる改善に取り組む

(1) 「必ず実施すべき事項」の更なる改善に向けて、建設企業と意見交換等を実施し、建設企業目線で改善点を把握する。

※例：「小規模工事の提出書類の簡素化」や「週休2日を義務化した工期設定」等に関し、
「徳島県と建設業団体との意見交換会」等の結果に基づき、県部会等で議論し、
改善を図る。

(2) 担当職員の知識や技術力が求められる「適切な設計変更」等について、
研修内容の充実等により、職員個人への理解を深める。

※例：市町村職員へ「徳島県設計変更ガイドライン」等の説明会を実施

※必要に応じ、国に「小規模工事用の施工管理基準」、「週休2日を義務化した工期」等の設定や
「研修」に関し、助言や支援をいただきたい。

＜平成28年度追加取り組み項目(実施に努める事項)＞徳島県部会案

	大項目 <小項目>	実施状況		備考
		工事	業務	
実施に努める事項	工事の性格や地域の実情等に応じた入札契約方式の選択・活用		一	
	<活用事例の紹介(総合評価落札方式など)>・・県部会等			※県部会の取組で評価
	<その他>			
	発注や施工時期の平準化		一	
	<上半期(早期)発注の推進>			
	<債務負担の活用やゆとりある工期の設定>			
	<発注見通し情報のHPリンク>			
	<その他>			
	見積りの活用(不調・不落時の見積り活用方式の導入)		一	
	<見積り活用事例の情報提供>・・県部会等			※県部会の取組で評価
	<その他>			
	受注者との情報共有・協議の迅速化		一	
	<ワンデーレスポンスの実施>			
	<三者会議の実施>			
	<その他>			

※大項目の取組を推進(公表)する。(平成28年度は、業務は公表しない。)

※大項目は、最も取組状況の内容が進んでいる<小項目>で評価する。

※<その他>の取組を実施している場合は、具体的な取組を備考欄に記載すること。

香川県部会資料

※ 香川県部会 設立:平成27年2月2日
第1回県部会:平成27年5月18日、 第2回県部会:平成27年10月28日

1. 必ず実施すべき事項の実施状況の把握結果

■工事（幹事会資料参照）

- ・予定価格の原則事後公表の項目以外は、全て適切に実施されている
- ・予定価格の原則事後公表の実施状況については、下記のとおり

公表	：	事後公表	⇒	11団体
		事前公表	⇒	4団体
非公表	：			<u>3団体</u>

■業務（適切に実施できていない項目のみ抽出）

- ・歩切りの根絶
- ・低入札調査基準価格等の設定
- ・予定価格の原則事後公表
- ：
- ・数団体で実施を検討中
- ・ほとんどの団体で未設定
- ・数団体が非公表

2. 実施状況を踏まえた改善策・支援策

■工事・業務

- ・適切に実施できていない団体への改善の呼びかけ
- ・必要に応じて、改善に必要な支援を実施

3. 実施に努める事項の把握項目

大項目	小項目
工事の性格等に応じた入札契約方式の選択・活用	総合評価方式の導入 工事成績評定の実施
発注や施工時期の平準化	発注・施工時期等の平準化 HP上における発注見通しの公表
見積りの活用	不調・不落等の場合の見積りの活用
受注者との情報共有、協議の迅速化	受注者からの協議等について、速やかかつ適切な回答の実施 設計変更の妥当性等について受注者と協議する場を必要に応じて設ける

愛媛県部会資料

発注関係事務の実施状況の把握について

【愛媛県部会】



愛媛県イメージアップ
キャラクター「みきゅん」

実施状況を踏まえた改善策・支援策

①予定価格の適正な設定(実施率100%)

- ・積算基準及び県が調査した単価等の提供(継続)
- ・県庁及び各出先事務所の問い合わせ窓口の活用(継続)

②歩切りの根絶(実施率100%)

- ・歩切りに対する理解(継続)

③低入札調査基準価格又は最低制限価格の設定・活用の徹底等

○低入札調査基準価格又は最低制限価格の設定(実施率100%)

○予定価格の原則事後公表(実施率14%、公表率100%)

- ・事前公表による弊害が生じていないことから、当面状況把握に努める(継続)

④適切な設計変更(実施率100%)

- ・今後、設計変更ガイドラインの活用を推進(新規)
⇒愛媛県設計変更ガイドライン(H28.4)を市町に提供

愛媛県部会では、実施・取り組みに直結するよう、実施事例等の紹介に努める。

⇒第2回幹事会では、県・市町の取り組み状況の事例等の紹介を実施。

発注関係事務の実施状況の把握について

実施状況を踏まえた改善策・支援策(これまでの取り組みの継続)

発注見通し情報の共有

ホームページ上での公表及びリンク（国・県・市町間実施済）

えひめ電子入札共同システムの導入・拡大

平成26年7月から実施：県と8市町、平成27年度 2市町導入

問い合わせ窓口の活用

県庁・各出先事務所に設置（入札・積算・検査・委託等について）

市町キャラバンの実施

平成27年8月現在 7市町実施

・総合評価の実施拡大 ・えひめ電子入札共同システムの導入拡大

ニーズの把握

平成27年度キャラバン結果：市町の声

- 総合評価落札方式の実施について
- 電子入札共同システムについて
- 積算システムの共有化について
- 技術職員の確保について

等

発注関係事務の実施状況の把握について

実施に努める事項の把握項目について

◆実施に努める事項

大項目 小項目	工事	備考
工事の性格等に応じた入札契約方式の選択・活用		工事の性格により必要があれば実施する
発注や施工時期の平準化		発注見込の公表及び年度当初からの予算執行の徹底等
見積りの活用		設計図書に基づく数量、施工条件や工期等が施工実態と乖離していると想定される場合見積もりを活用する (入札前・不調発生後)
受注者との情報共有、協議の迅速化		
受注者との情報共有(三者会議の開催、設計変更前に受注者・発注者が設計変更の妥当性等を協議する場の活用)		
協議の迅速化(ワンデーレスポンスの実施)		
完成後一定期間を経過した後における施工状況の確認・評価	△	国から具体的な取り組み手法等が示されるまで目標として設定しない。

平成28年度
愛媛県部会
までに検討

平成27年度県部会での取り組み（第1回県部会提案）⇒各発注機関で実施を検討

○三者会議の実施 設計思想の伝達及び情報共有を図る

○ワンデーレスponsの実施

各発注者は受注者からの協議等について、速やかかつ適切な回答に努める

○総合評価落札方式の実施拡大

各市町の要綱に基づき、年1件は実施することを検討

小規模な工事について簡易に評価できる「簡易実績型」の採用について検討

高知県部会資料

○実施状況(工事)

①最新の積算基準
単価の適用



②適正な工期の設定



③歩切りの根絶



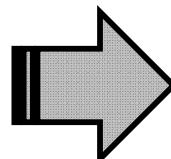
④ダンピング対策



⑤予定価格の原則事後公表



⑥適切な設計変更



平成27年度の取組みの結果、概ね目標を達成しているが、依然として、入札の不調・不落は減少しない。

※H27不調・不落発生率（県工事）
約1割（10月以降は約2割）

○平成28年度に向けた取組み

①最新の積算基準・単価の適用

- 不調・不落が続く工事については、最新の積算基準等の適用に加え、より実勢価格に近づける工夫の検討（見積活用方式の活用など）

②適正な工期の設定

- 年度末発注工事における適正工期を確保した発注の工夫
- 余裕期間を設定した工事の実施（任意着手方式）
- 週休2日の確保を促進するための余裕を持った工期の設定（H28.1～試行）

】
※セットで実施

③適切な設計変更

- 設計変更ガイドラインの制定

※平成28年度は、各発注者の取組みを県部会で共有し、参考や先行事例とできるよう取り組む。



○実施に努める事項

入札契約方式の選択・活用

- ・総合評価落札方式の導入
- ・工事成績評定の実施

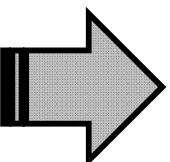
発注、施工時期の平準化

- ・債務負担行為の活用、早期発注
- ・余裕期間の設定
- ・発注見通し情報の共有化

見積の活用

受注者との情報共有協議の迅速化

- ・ワクデ -レスポンス、設計変更審査会、三者会議



【県部会での議論項目】

- ①総合評価落札方式の導入
- ②工事成績評定の実施
- ③発注時期の平準化
 - ・早期発注
 - ・繰越制度（翌債）の積極的活用
 - ・債務負担行為の活用
- ④発注見通しの公表
 - ホームページ上の発注見通しの公表

○平成28年度に向けた取組み(検討)

①総合評価落札方式の導入

各発注者の地域の実情を踏まえたうえで、工事の内容等に応じて検討し、必要な場合は実施する。

②発注時期の平準化

- ・年度当初からの予算執行の徹底（早期発注）
- ・繰越制度（翌債）や債務負担行為の活用により、適正な工期の確保に努める。

③発注見通しの公表

各発注者の発注見通しについて、ホームページ上でリンクできるよう検討する。

※上記項目については、平成28年度第1回高知県部会に向けて、さらに検討を進めていきます。

平成27年度 四国地方公共工事品質確保推進協議会 資料

目次

- 参考資料1 総合評価落札方式実施状況(H26)及び工事成績評定の実施状況(H26)(市町村)について P1～3
- 参考資料2 施工時期等の平準化に向けた計画的な事業執行について P4～10
- 参考資料3 平成27年度北陸ブロック発注者協議会資料について P11～34

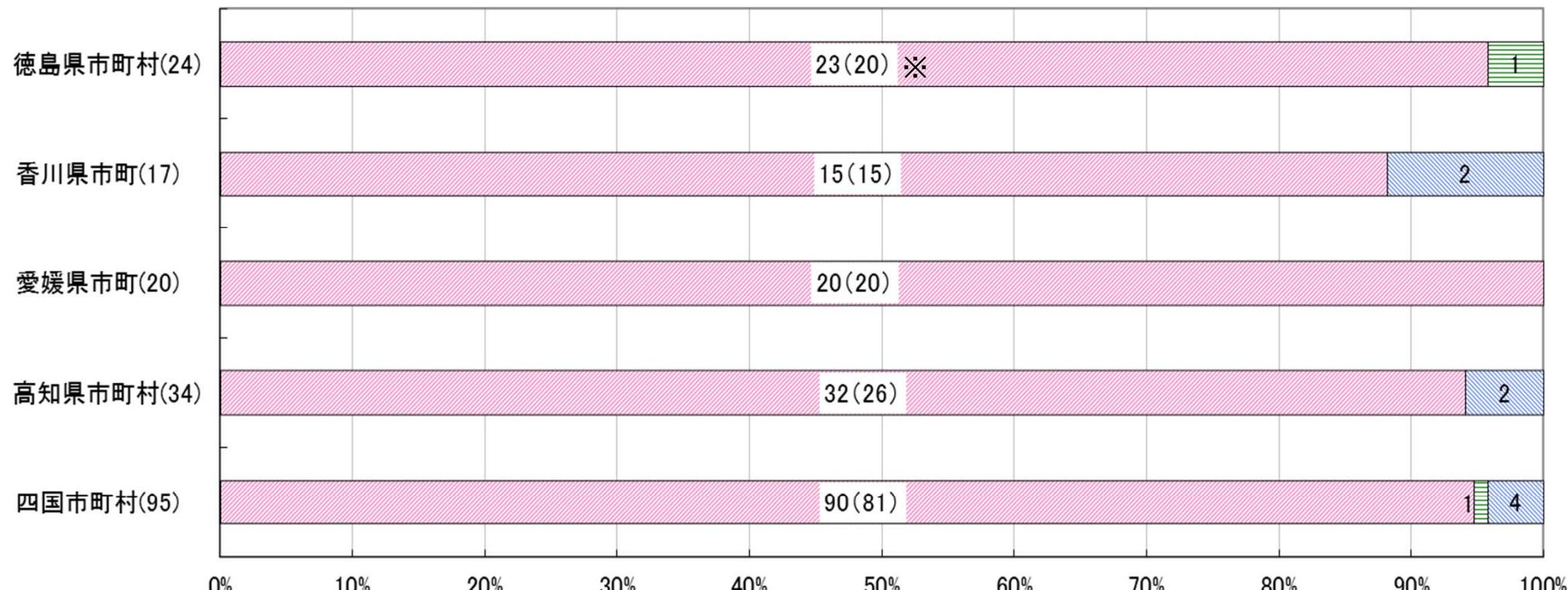
総合評価落札方式実施状況(H26)及び 工事成績評定の実施状況(H26)(市町村) について

総合評価落札方式実施状況(市町村)

- ◆総合評価落札方式の実施要綱を策定し、総合評価落札方式での発注ができる市町村は、H26年度は四国全体で95%(90/95)。
- ◆公共工事の品質確保を図るため、全ての市町村で、総合評価落札方式での発注が定着するよう推進されたい。

【四国の総合評価落札方式実施要綱策定市町村数】

【H26.12調査】



■要綱作成済

□要綱作成中

■要綱作成予定無

※()内は、総合評価実施実績のある自治体数

工事成績評定の実施状況(市町村)

◆工事成績評定は、四国全体における63市町村(66%)が実施(H25年度から変更なし)

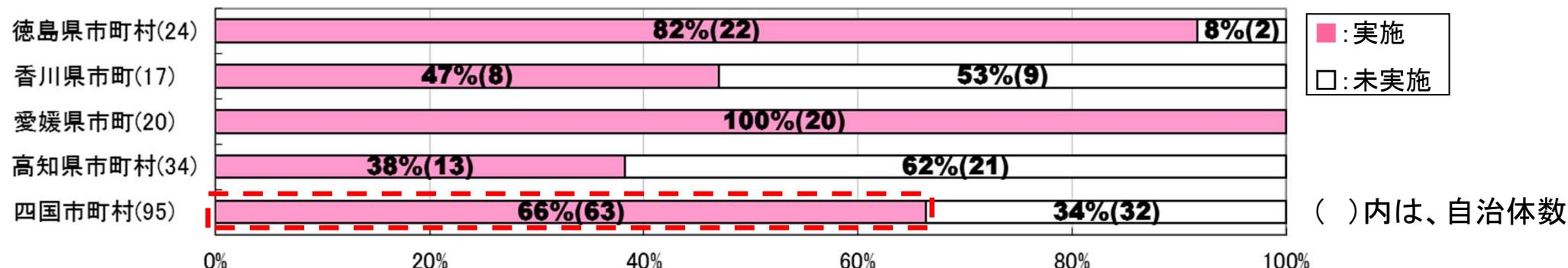
◆工事成績評定の必要性

- ①評点を活用した受注業者の適正な選定
- ②優良業者の育成
- ③発注機関担当技術者の技術力向上

企業評価は、成績評定実施市町村の約半分が実施
(全体の約33%)

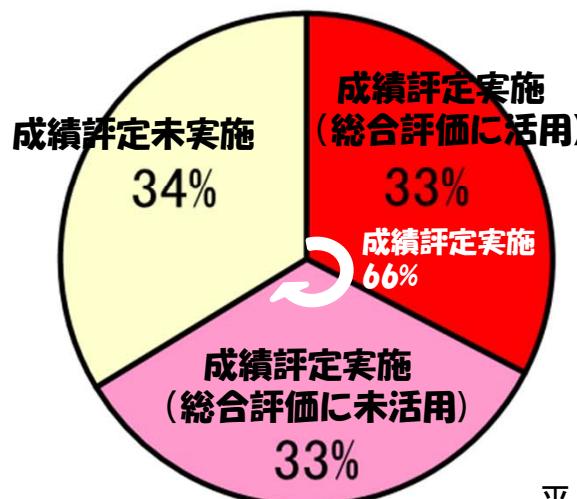
技術者評価は、成績評定実施市町村の約1割が実施
(全体の約4%)

【工事成績評定の実施状況(H26.2調査)】

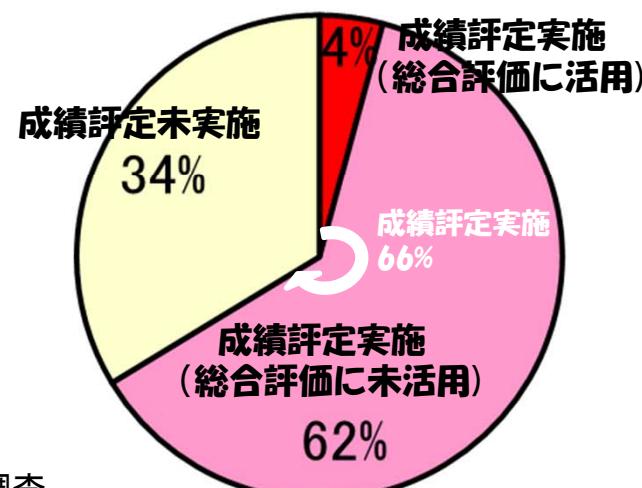


【成績評定の総合評価への活用】

【企業評価】

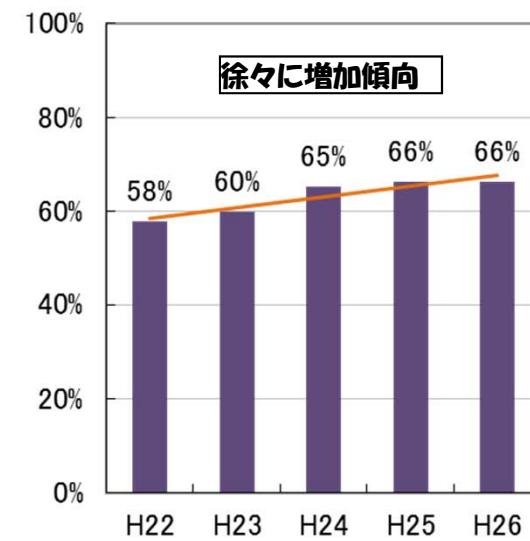


【技術者評価】



平成26年12月調査

【自治体の評定実施状況推移】



施工時期等の平準化に向けた計画的な事業執行について

国官総第186号
国官会第2855号
国地契第43号
国官技第255号
国営管第355号
国営計第75号
国北予第25号
平成27年12月25日

大臣官房官庁営繕部長
各地方整備局長
北海道開発局長 あて

大臣官房長
(公印省略)

施工時期等の平準化に向けた計画的な事業執行について

計画的な事業執行は、施工体制の効率化による生産性の向上を通じ、公共工事の品質の確保や、その担い手の中長期的な確保に寄与するため、発注者が主体的に取り組むべき責務である。この点については、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」(平成17年法律第18号)において計画的な発注が発注者の責務として示されたところであり、「発注関係事務の運用に関する指針」(平成27年1月30日公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議申合せ)においても、計画的な発注や適切な工期の設定により、施工時期等の平準化を図るよう努めることとされたところである。

については、下記事項に留意の上、国土交通省所管事業の計画的な事業執行に努められたい。

なお、下記事項の運用上の留意事項については別途通知する。

記

1 計画的な発注の推進

年度当初に事業が少なくなることや、年度末における工事完成時期や履行期限が過度に集中することを避けるため、早期発注や国庫債務負担行為制度の適切な活用により、計画的な発注に努めること。

2 適切な工期の設定

工期については、工事の性格、地域の実情、自然条件、建設労働者の休日等による不稼働日等を踏まえ、特に以下に留意のうえ、工事施工に必要な日数を確保するなど適切に設定すること。

- (1) 同工種の過去の類似実績を参考に、必要な日数を見込むこと。
- (2) 降雪期については、作業不能日が多いなど工事に要する期間が通常より長期になることから、必要な日数を見込むこと。
- (3) 年度末にかかる工事を変更する際には、年度内完了に固執することなく、必要な日数を見込むこと。

3 余裕期間制度の積極的な活用

余裕期間制度については、柔軟な工期の設定等を通じて、建設資材や建設労働者などが確保できるよう積極的に活用すること。

4 工期が複数年度にわたる工事等への適切な対応

- (1) 複数年度にわたる工期又は業務の履行期間を設定する必要がある場合は、国庫債務負担行為制度を適切に活用すること。
- (2) 工事又は業務を実施する中で、計画又は設計に関する諸条件、気象又は用地の関係、補償処理の困難、資材の入手難その他のやむを得ない事由により、基本計画の策定等において当初想定していた内容を見直す必要が生じ、その結果、年度内に支出が終わらない場合には、翌債（繰越）制度を適切に活用すること。

国地契第44号
国官技第257号
国営管第356号
国営計第76号
国北予第26号
平成27年12月25日

大臣官房官庁営繕部 各課長
各地方整備局 総務部長
企画部長
営繕部長
北海道開発局 事業振興部長
営繕部長 あて

大臣官房地方課長
大臣官房技術調査課長
大臣官房官庁営繕部管理課長
大臣官房官庁営繕部計画課長
北海道局予算課長
(公印省略)

施工時期等の平準化に向けた計画的な事業執行についての運用について

平成27年12月25日付け国官総第186号、国官会第2855号、国地契第43号、国官技第255号、国営官第355号、国営計第75号、国北予第25号により通知された「施工時期等の平準化に向けた計画的な事業執行について」(以下「官房長通達」という。)の運用上の留意事項を下記のとおり定めたので通知する。

なお、「事業執行に関する措置についての運用について」(昭和53年2月17日付け建設省厚発第45号、建設省技調発第67号)は、廃止する。

記

1 適切な工期の設定について

官房長通達記2の適切な工期の設定に当たっては、次により実施するものとする。

- (1) 「工期」とは、工事を実施するために要する期間で、準備期間と後片付け期間を含めた実工事期間であること。
- (2) 官房長通達記2の工期の設定に当たっては、具体的には、休日（土日、祝日、年末年始休暇及び夏期休暇）、降雨日、降雪期、出水期等の作業不能日数、現場状況（地形的な特性、地元関係者や関係機関との協議状況、関連工事等の進捗状況等）により必要な日数を見込むこと。
- (3) (2)により算出した日数が、過去に施工した同種工事の日数の状況と比較して著しく乖離がある場合は、現場状況等当該日数の算出根拠について確認を行うとともに、必要に応じて日数の見直しを図ること。
- (4) 災害復旧工事、完成時期や施工時期が限定されている工事等の制約条件のある工事については、(2)及び(3)にかかわらず、当該制約条件を踏まえて必要な工期を設定すること。この場合においては、入札説明書及び特記仕様書（営繕工事においては現場説明書。以下同じ。）に当該制約条件を記載すること。
- (5) 出水期等の作業不能日数の設定は、中断期間を含めて一本化して発注することが種々の条件からみて有利であるものに限り行うものとし、この場合には、中断期間を含めた工期を設定すること。また、中断期間については、中断期間を含めて一本化して発注する方が中断期間を設けずに分離発注する場合の経費より小さくなる範囲を目途として設定すること。この場合においては、入札説明書及び特記仕様書において、中断期間を含めた工期を設定した旨を記載すること。併せて、中断期間中は、工事現場の保全措置を的確に講ずること。
- (6) 作業不能日数については、特記仕様書に記載すること。あわせて、当初見込んだ作業不能日数から実際の作業不能日数との間に乖離が生じることが判明した場合においては、実際に生じることとなる作業不能日数を反映した工期に変更すること。

2 余裕期間制度の積極的な活用について

官房長通達記3の余裕期間制度の積極的な活用に当たっては、次の事項に留意するものとする。

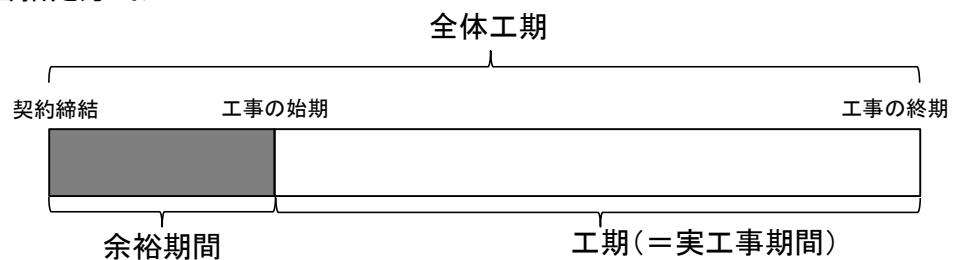
- (1) 「余裕期間」とは、契約の締結から工事の始期までの期間であること。
- (2) 余裕期間制度には、次の方法があること。
 - ① 発注者が工事の始期を指定する方法（以下「発注者指定方式」という。）
 - ② 発注者が示した工事着手期限までの間で、受注者が工事の始期を選択する方法（以下「任意着手方式」という。）
 - ③ 発注者があらかじめ設定した全体工期（余裕期間と工期をあわせた期

間) の内で、受注者が工事の始期と終期を決定する方法(以下「フレックス方式」という。)

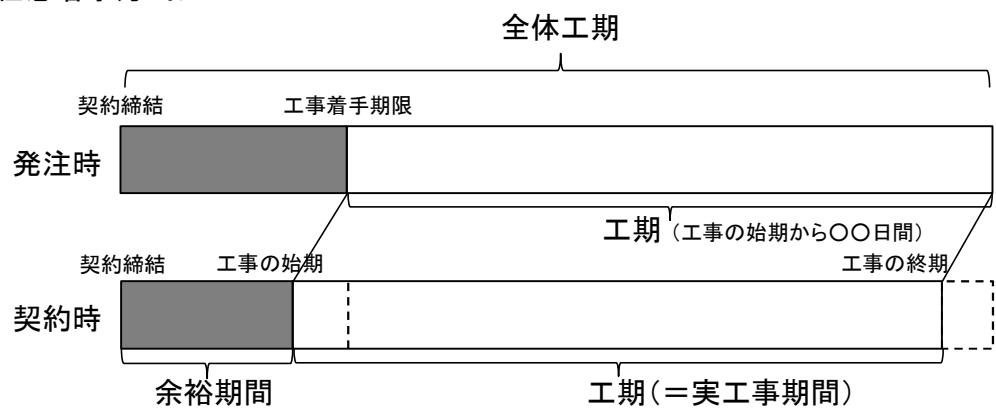
- (3) 余裕期間は、契約ごとに、工期の30%を超える、かつ、4ヶ月を超えない範囲内で設定できるものとすること。
- (4) 余裕期間を設定する場合においては、入札説明書及び特記仕様書に「工期及び余裕期間を設定することができる期間」のほか、次に掲げる内容を記載すること。
 - ① 余裕期間制度を活用した工事である旨
 - ② 余裕期間内は、主任技術者及び監理技術者の配置を要しない旨
 - ③ 余裕期間内は、現場への資材の搬入、仮設物の設置等工事の着手を行つてはならない旨
- (5) (4)の「工期及び余裕期間を設定することができる期間」については、余裕期間制度の各方式に応じて、それぞれ次の期限等を記載すること。
 - ① 発注者指定方式 工事の始期及び工期
 - ② 任意着手方式 工事着手期限及び工期
 - ③ フレックス方式 工事完了期限

(参考)

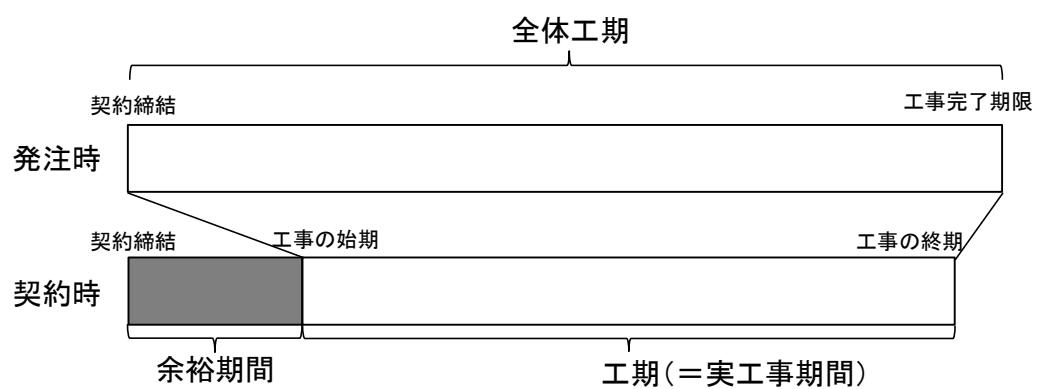
＜発注者指定方式＞



＜任意着手方式＞



＜フレックス方式＞



平成27年度北陸ブロック発注者協議会資料について

議事(3) 運用指針を踏まえた追加取り組み項目(案)について

- | | |
|----------------------------|-----|
| 1. 今後の追加取り組み項目(案)について..... | P 1 |
| 2. データ収集項目について..... | P 4 |

今後の追加取り組み項目（案）について

関係省庁連絡会議で平成27年1月30日に策定した「発注関係事務の運用に関する指針（運用指針）」の「必ず実施すべき事項」及び「実施に努める事項」を踏まえ、各発注者が取り組むべき事項を整理。

必ず実施すべき事項

予定価格の適正な設定

予定価格の設定に当たっては、適正な利潤を確保することができるよう、市場における労務及び資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映した積算を行う。積算に当たっては、適正な工期を前提とし、最新の積算基準を適用する。

歩切りの根絶

歩切りは、公共工事の品質確保の促進に関する法律第7条第1項第1号の規定に違反すること等から、これを行わない。

低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等

ダンピング受注を防止するため、低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の適切な活用を徹底する。予定価格は、原則として事後公表とする。

適切な設計変更

施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない等の場合、適切に設計図書の変更及びこれに伴って必要となる請負代金の額や工期の適切な変更を行う。

発注者間の連携体制の構築

地域発注者協議会等を通じて、各発注者の発注関係事務の実施状況等を把握するとともに、各発注者は必要な連携や調整を行い、支援を必要とする市町村等の発注者は、地域発注者協議会等を通じて、国や都道府県の支援を求める。

実施に努める事項

工事の性格等に応じた入札契約方式の選択・活用

各発注者は、工事の性格や地域の実情等に応じて、多様な入札契約方式の中から適切な入札契約方式を選択し、又は組み合わせて適用する。

発注や施工時期の平準化

債務負担行為の積極的な活用や年度当初からの予算執行の徹底など予算執行上の工夫や、余裕期間の設定といった契約上の工夫等を行うとともに、週休2日の確保等による不稼働日等を踏まえた適切な工期を設定の上、発注・施工時期等の平準化を図る。

見積りの活用

入札に付しても入札者又は落札者がなかった場合等、標準積算と現場の施工実態の乖離が想定される場合は、見積りを活用することにより予定価格を適切に見直す。

受注者との情報共有、協議の迅速化

各発注者は受注者からの協議等について、速やかつ適切な回答に努める。設計変更の手続の迅速化等を目的として、発注者と受注者双方の関係者が一堂に会し、設計変更の妥当性の審議及び工事の中止等の協議・審議等を行う会議を、必要に応じて開催する。

完成後一定期間を経過した後における施工状況の確認・評価

必要に応じて完成後の一定期間を経過した後において施工状況の確認及び評価を実施する。

今後の追加取り組み項目（案）について

運用指針と既存項目のチェック

必ず実施すべき事項	<工事>		<業務>
	既存項目	追加項目	追加項目

適正な工期(週休2日確保含む)		-	
最新の積算基準の適用		-	
歩切りの根絶		-	
低入札価格制度・最低制限価格の適切な活用		-	
予定価格は原則事後公表		-	
適切な設計図書の変更		-	
請負代金の適切な変更		-	
工期の適切な変更		-	

H26年度調査

H27年度に業務
を追加

実施に努める事項

適切な入札契約方式の選択		-	-
発注・施工時期等の平準化	-		-
見積もり活用方式の導入	-		-
ワンデーレスポンスの実施(迅速化)		-	-
設計変更の審議		-	-
工事中止等の協議等		-	-
工事完成一定期間後の確認・評価	-	-	-

総合評価
H26年度調査

H27年度に項目
を追加

工事では発注・施工時期等の平準化の取り組みを追加する。
業務は必ず実施すべき事項を追加する。

今後の追加取り組み項目（案）について

平成26年度の取り組み項目に加え、工事は平準化等、業務は必ず実施すべき事項を追加する。

平成27年度公表用取り組み項目（案）

<工事>	
1. 総合評価方式の導入・拡大	総合評価方式の導入・拡大の取り組み状況 工事評定の実施の取り組み状況
2. 低入札調査基準価格及び最低制限価格の見直し	最新の公契連モデル(H25)の適用取り組み状況
3. 予定価格の事後公表への移行	予定価格の事後公表への取り組み状況 「低入札調査基準価格」または「最低制限価格」の事後公表への取り組み状況
4. 予定価格の適正化	最新積算基準の適用状況 労務単価の適用状況 歩切りの廃止 不調・不落等の場合の見積り活用方式の導入
5. 工事における生産性の向上	適正な工期設定(4週8休の考慮、変更時など) 精算変更の実施 4点セットを活用 3者会議の実施状況 ワンデーレスポンスの実施 発注・施工時期等の平準化

<業務>	
1. 低入札調査基準価格及び最低制限価格の適用	低入札調査基準価格及び最低制限価格の適用
2. 予定価格の事後公表への移行	予定価格の事後公表への取り組み状況 「低入札調査基準価格」または「最低制限価格」の事後公表への取り組み状況
3. 予定価格の適正化	最新積算基準の適用状況 技術者単価の適用状況 歩切りの廃止
4. 業務における生産性の向上	適正な工期設定(4週8休の考慮、変更時など) 精算変更の実施 (数量、業務条件、業務内容等に変更がある場合)

赤字は、H27年度から追加する公表用取り組み項目（案）

追加項目については、本協議会で項目を確認し、
7月に開催予定の県部会で目標を確認した後、公表する。

データ収集項目について

北陸ブロック発注者協議会(H26.4.30)で合意されたデータ収集項目に6.を追加して、平成27年度内にデータ収集を依頼する。

<データ収集項目>

データのみ収集する項目(案)
<工事>
1. 工事表彰制度の有無
2. 地域貢献の評価(災害協定、維持管理実績、除雪実績)
3. 安全施工マニュアルの整備
4. 工事情報共有化システム(ASP)の導入
5. 建設ICT(情報化施工)の導入
6. 若手・女性技術者の登用支援 [追加]
<業務>
1. 入札契約方式の運用状況
2. 成績評定の実施
2. 表彰制度の有無

→ 本協議会を経て、平成27年度内にデータ収集を依頼する予定。

1. 総合評価方式の導入・拡大

総合評価方式の導入・拡大の取り組み状況

区分	取り組み項目 機関名	H26年度			H27年度						(参考) H29年度の目標	備考	
		発注工事の全件数(A)	総合評価方式の件数(B)	[実施率](C)=(B)/(A)	目標	実績	自己評価	その他 一部の場合、適用条件を記入	発注工事の全件数(A)	総合評価方式の件数(B)	[実施率](C)=(B)/(A)		
市町村 (石川県)	金沢市	941	15	2%	選定基準に該当する全ての工事で実施			原則8千万円以上の工事が対象				選定基準に該当する全ての工事で実施	
	七尾市	212	1	0.5%	実施割合の拡大			1千万円以上の技術提案が可能な工事が対象 (災害復旧工事は除く)				実施割合の拡大	
	小松市	386	46	12%	選定基準に該当する全ての工事で実施			工事難易度に応じて実施(1,500万円未満、緊急復旧工事を除く)				選定基準に該当する全ての工事で実施	
	加賀市	317	0	0%	総合評価方式の導入							実施割合の拡大	
	白山市	365	0	0%	1件以上の実施			企業の技術力等及び入札価格を総合的に評価することが妥当と認められる工事				実施割合の拡大	
	輪島市	228	0	0%	1件実施			企業の技術力等及び入札価格を総合的に評価することが妥当と認められる工事				実施割合の拡大	
	珠洲市	242	0	0%	1件実施			企業の技術力等及び入札価格を総合的に評価することが妥当と認められる工事				実施割合の拡大	
	羽咋市	76	2	3%	実施割合の拡大			企業の技術力等と入札価格を一体として評価することが妥当と認められる工事				実施割合の拡大	
	かほく市	149	0	0%	2件実施			企業の技術力等と入札価格を一体として評価することが妥当と認められる工事				実施割合の拡大	
	能美市	160	3	2%	実施割合の拡大			企業の技術力と入札価格を一体評価することが妥当と認められる案件				実施割合の拡大	
	川北町	30	0	0%	実施を検討							実施を検討	
	野々市市	109	2	2%	実施割合の拡大			企業の技術力等と入札価格を一体として評価することが妥当と認められる工事				実施割合の拡大	
	津幡町	127	3	2%	3件程度			総合評価方式が妥当と認められる工事				総合評価方式が妥当と認められる工事で実施	災害復旧工事は除く
	内灘町	177	0	0%	1件以上の実施			企業の技術力等及び入札価格を総合的に評価することが妥当と認められる工事				実施割合の拡大	
	志賀町	150	0	0%	1件以上の実施			企業の技術力等及び入札価格を総合的に評価することが妥当と認められる工事				実施割合の拡大	
	宝達志水町	76	0	0%	実施割合の拡大			企業の技術力等及び入札価格を総合的に評価することが妥当と認められる工事				実施割合の拡大	
	中能登町	146	0	0%	1件以上の実施			企業の技術力等及び入札価格を総合的に評価することが妥当と認められる工事				実施割合の拡大	
	穴水町	115	0	0%	1件以上の実施			企業の技術力等及び入札価格を総合的に評価することが妥当と認められる工事				実施割合の拡大	
	能登町	221	9	4%	実施割合の拡大			企業の技術力等及び入札価格を総合的に評価することが妥当と認められる工事				実施割合の拡大	

1. 総合評価方式の導入・拡大

工事評定の実施の取り組み状況

区分	取り組み項目 機関名	H26年度	H27年度				(参考) H29年度の目標	備考
			目標	実績	自己評価	その他 一部の場合、適用条件を記入		
市町村 (石川県)	金沢市	全ての工事で実施	全ての工事で実施			130万円以下を除く	130万円を超える工事で実施	
	七尾市	全ての工事で実施	全ての工事で実施			130万円未満を除く	全ての工事で実施	
	小松市	全ての工事で実施	全ての工事で実施			130万円以下を除く	全ての工事で実施(130万円を超える工事)	
	加賀市	全ての工事で実施	全ての工事で実施			130万円未満を除く	全ての工事で実施	
	白山市	全ての工事で実施	全ての工事で実施			130万円以下を除く	全ての工事で実施	
	輪島市	未実施	一部の工事で実施			1000万円以上の工事のうち一部で試行	一部の工事で実施	
	珠洲市	全ての工事で実施	全ての工事で実施			500万円未満を除く	全ての工事で実施	
	羽咋市	一部の工事で実施	一部の工事で実施			250万円未満を除く	一部の工事で実施	
	かほく市	一部の工事で実施	一部の工事で実施			300万円未満を除く	300万円以上の工事全て	
	能美市	一部の工事で実施	一部の工事で実施			130万円以下を除く	一部の工事で実施	
	川北町	未実施	実施を検討				実施を検討	
	野々市市	一部の工事で実施	一部の工事で実施			500万円以上の道路工事、河川工事、公園緑地工事を対象	対象工事を検討	
	津幡町	全ての工事で実施	全ての工事で実施			500万円未満を除く	全ての工事で実施	
	内灘町	全ての工事で実施	全ての工事で実施			130万円未満を除く	全ての工事で実施	
	志賀町	一部の工事で実施	一部の工事で実施			1000万円未満を除く	一部の工事で実施	
	宝達志水町	未実施	一部の工事で実施			500万円未満を除く	一部の工事で実施	
	中能登町	全ての工事で実施	全ての工事で実施			200万円未満を除く	全ての工事で実施	
	穴水町	未実施	一部の工事で実施			1千万円以上の工事のうち一部で試行	一部の工事で実施	
	能登町	全ての工事で実施	全ての工事で実施			500万円未満を除く	全ての工事で実施	

2. 低入札調査基準価格及び最低制限価格の見直し

最新の公契連モデル(H25)の適用取り組み状況

区分	取り組み項目 機関名	H26年度	H27年度				(参考) H29年度の目標	備考
			目標	実績	自己評価	その他 ・公契連モデル以外の場合、率を記入 ・最低制限価格の場合、その旨を記載		
市町村 (石川県)	金沢市	最新モデル(H25)の適用	最新モデルの適用			最低制限価格	最新モデルの適用	
	七尾市	最新モデル(H25版)以上の適用	最新モデル以上の適用			最低制限価格 (一般管理費 70%)	最新モデル以上の適用	
	小松市	最新モデルの適用	最新モデルの適用			予定価格が130万円を超える工事で実施(最低制限価格併用)	最新モデルの適用	
	加賀市	最新モデルの導入	最新モデルの適用			最低制限価格併用	最新モデルの適用	
	白山市	最新モデルの適用	最新モデルの適用			最低制限価格	最新モデルの適用	
	輪島市	最新モデルの適用	最新モデルの適用			最低制限価格併用	最新モデルの適用	
	珠洲市	最新モデルの適用	最新モデルの適用			最低制限価格	最新モデルの適用	
	羽咋市	最新モデルの適用	最新モデルの適用			最低制限価格	最新モデルの適用	
	かほく市	最新モデルの適用	最新モデルの適用			最低制限価格	最新モデルの適用	
	能美市	独自モデル適用	最新モデルの適用				最新モデルの適用	
	川北町	未適用	最新モデルの導入				最新モデルの適用	
	野々市市	最新モデルの適用	最新モデルの適用				最新モデルの適用	
	津幡町	最新モデルの適用	最新モデルの適用			最低制限価格	最新モデルの適用	
	内灘町	最新モデルの適用	最新モデルの適用			最低制限価格	最新モデルの適用	
	志賀町	最新モデルの適用	最新モデルの適用			最低制限価格	最新モデルの適用	
	宝達志水町	最新モデルの適用	最新モデルの適用			最低制限価格	最新モデルの適用	
	中能登町	最新モデルの適用	最新モデルの適用			最低制限価格	最新モデルの適用	
	穴水町	最新モデルの適用	最新モデルの適用			最低制限価格	最新モデルの適用	
	能登町	未公表	未公表			最低制限価格	未公表	算出方法未公表

3. 予定価格の事後公表への移行

予定価格の事後公表への取り組み状況

区分	取り組み項目 機関名	H26年度	H27年度				(参考) H29年度の目標	備考
			目標	実績	自己評価	その他 一部の場合、適用条件を記入		
市町村 (石川県)	金沢市	全て事前公表	全て事前公表 (事前公表で弊害がないことを確認)			130万円を超える工事で実施	全て事前公表 (事前公表で弊害がないことを確認)	
	七尾市	全て事前公表 (事前公表で弊害がないことを確認)	全て事前公表 (事前公表で弊害がないことを確認)			130万円を超える工事で実施	全て事前公表 (事前公表で弊害がないことを確認)	
	小松市	全て事前公表	全て事前公表				全て事前公表	予定価格50万円以上の工事
	加賀市	全て非公表	全て事前公表			130万円を超える工事で実施	全て事前公表	H26は設計額を事前公表
	白山市	全て事前公表	全て事前公表			50万円(建設工事類似業務)を超える工事で実施	全て事前公表	
	輪島市	全て事前公表	事前公表で弊害がないことを確認の上、当面は事前公表を継続			130万円超の工事及び全補助の災害工事	事前公表で弊害がないことを確認の上、当面は事前公表を継続	
	珠洲市	全て事前公表	(事前公表で弊害がないことを確認)			予定価格が130万円を超える工事で実施	(事前公表で弊害がないことを確認)	
	羽咋市	全て事前公表	当面は事前公表を継続				当面は事前公表を継続	
	かほく市	全て事前公表	全て事前公表			予定価格が130万円以上の工事で実施	当面は事前公表を継続	
	能美市	全て事前公表	全て事前公表				全て事前公表	
	川北町	非公表	全ての事前公表				全て事前公表	
	野々市市	全て事前公表	全て事前公表				全て事前公表	
	津幡町	全て事前公表	全て事前公表			130万円を超える工事で実施	全て事前公表	事前公表で弊害がないことを確認
	内灘町	全て事前公表	(事前公表で弊害がないことを確認)			130万円以上の工事で実施	(事前公表で弊害がないことを確認)	事前公表で弊害がないことを確認
	志賀町	非公表	全て事前公表				全て事前公表	設計額を事前公表
	宝達志水町	全て事前公表	全て事前公表			130万円以上の工事で実施	全て事前公表	
	中能登町	全て事前公表	全て事前公表			予定価格が130万円以上の工事で実施	全て事前公表	
	穴水町	事前公表	事前公表				事前公表	
	能登町	一部事後公表	一部事後公表			競争入札による建設工事のうち、一般競争入札において特殊工事のため参加者が極めて少数になると見込まれる工事のみ事後公表、それ以外は事前公表。	一部事後公表	

3. 予定価格の事後公表への移行

「低入札調査基準価格」または「最低制限価格」の事後公表への取り組み状況

区分	取り組み項目 機関名	H26年度	H27年度				(参考) H29年度の目標	備考
			目標	実績	自己評価	その他 ・「低入札調査基準価格」、「最低制限価格」を記入 ・一部の場合、適用条件を記入		
市町村 (石川県)	金沢市	全て事後公表	全て事後公表			「低入札調査基準価格」(総合評価方式に限る。)、「最低制限価格」 130万円を超える競争入札による建設工事	全て事後公表	
	七尾市	全て事前公表 (事前公表で弊害がないことを確認)	全て事前公表 (事前公表で弊害がないことを確認)			「最低制限価格」 130万円を超える工事で実施	全て事前公表 (事前公表で弊害がないことを確認)	
	小松市	全て非公表	全て非公表			「低入札調査基準価格」、「最低制限価格」 予定価格が130万円を超える工事で実施	全て非公表	
	加賀市	全て非公表	全て非公表			「低入札調査基準価格」 「最低制限価格」	全て非公表	
	白山市	事後公表に向けて検討	事後公表に向けて検討			「最低制限価格」	事後公表に向けて検討	
	輪島市	全て非公表	非公表で弊害がないことを確認の上、当面は非公表を継続			「低入札調査基準価格」 「最低制限価格」	未公表で弊害がないことを確認の上、当面は非公表を継続	
	珠洲市	全て事後公表	全て事後公表			「最低制限価格」	全て事後公表	
	羽咋市	全て事後公表	全て事後公表			「最低制限価格」 130万円を超える工事で実施	全て事後公表	
	かほく市	全て非公表	全て非公表			「最低制限価格」	当面は非公表を継続	
	能美市	全て事後公表	全て非公表			「最低制限価格」	全て非公表	
	川北町	非公表	事後公表を検討				事後公表を検討	
	野々市市	全て事後公表	全て事後公表				全て事後公表	
	津幡町	全て事後公表	全て事後公表			「最低制限価格」 130万円を超える工事で実施	全て事後公表	
	内灘町	非公表	全て非公表			「最低制限価格」	事後公表に向けて検討	
	志賀町	非公表	全て非公表			「最低制限価格」	全て非公表	
	宝達志水町	全て事後公表	全て事後公表			「最低制限価格」	全て事後公表	
	中能登町	全て事後公表	全て事後公表			「最低制限価格」	全て事後公表	
	穴水町	未公表	全て非公表			「最低制限価格」	全て非公表	
	能登町	全て未公表	全て非公表			「最低制限価格」	全て非公表	

4. 予定価格の適正化

最新積算基準の適用状況

区分	取り組み項目 機関名	H26年度	H27年度				(参考) H29年度の目標	備考
			目標	実績	自己評価	その他		
市町村 (石川県)	金沢市	最新基準(H26)を適用	最新基準(H27)を適用				最新基準を適用	
	七尾市	最新基準(H26)を適用	最新基準(H27)を適用				最新基準を適用	
	小松市	最新基準(H26)を適用	最新基準(H27)を適用				最新基準を適用	
	加賀市	最新基準(H26)を適用	最新基準(H27)を適用				最新基準を適用	
	白山市	最新基準(H26)を適用	最新基準(H27)を適用				最新基準を適用	
	輪島市	最新基準(H26)を適用	最新基準(H27)を適用				最新基準を適用	
	珠洲市	最新基準(H26)を適用	最新基準(H27)を適用				最新基準を適用	
	羽咋市	最新基準(H26)を適用	最新基準(H27)を適用				最新基準を適用	
	かほく市	最新基準(H26)を適用	最新基準(H27)を適用				最新基準を適用	
	能美市	最新基準(H26)を適用	最新基準(H27)を適用				最新基準を適用	
	川北町	最新基準(H26)を適用	最新基準(H27)を適用				最新基準を適用	
	野々市市	最新基準(H26)を適用	最新基準(H27)を適用				最新基準を適用	
	津幡町	最新基準(H26)を適用	最新基準(H27)を適用				最新基準を適用	
	内灘町	最新基準(H26)を適用	最新基準(H27)を適用				最新基準を適用	
	志賀町	最新基準(H26)を適用	最新基準(H27)を適用				最新基準を適用	
	宝達志水町	最新基準(H26)を適用	最新基準(H27)を適用				最新基準を適用	
	中能登町	最新基準(H26)を適用	最新基準(H27)を適用				最新基準を適用	
	穴水町	最新基準(H26)を適用	最新基準(H27)を適用				最新基準を適用	
	能登町	最新基準(H26)を適用	最新基準(H27)を適用				最新基準を適用	

4. 予定価格の適正化

労務単価の適用状況

区分	取り組み項目 機関名	H26年度	H27年度				(参考) H29年度の目標	備考
			目標	実績	自己評価	その他		
市町村 (石川県)	金沢市	最新の単価(年度途中に改訂があった場合に適用)	年度途中で改訂があった場合は見直す				年度途中で改訂があった場合は見直す	
	七尾市	最新の単価(年度途中に改訂があった場合に適用)	年度途中で改訂があった場合は見直す				年度途中で改訂があった場合は見直す	
	小松市	最新の単価(年度途中に改訂があった場合に適用)	年度途中で改訂があった場合は見直す				年度途中で改訂があった場合は見直す	
	加賀市	最新の単価(年度途中に改訂があった場合に適用)	年度途中で改訂があった場合は見直す				年度途中で改訂があった場合は見直す	
	白山市	最新の単価(年度途中に改訂があった場合に適用)	年度途中で改訂があった場合は見直す				年度途中で改訂があった場合は見直す	
	輪島市	最新の単価(年度途中に改訂があった場合に適用)	年度途中で改訂があった場合は見直す				年度途中で改訂があった場合は見直す	
	珠洲市	最新の単価(年度途中に改訂があった場合に適用)	年度途中に改訂があった場合は見直す				年度途中に改訂があった場合は見直す	
	羽咋市	最新の単価(年度途中に改訂があった場合に適用)	年度途中で改訂があった場合は見直す				年度途中で改訂があった場合は見直す	
	かほく市	最新の単価(年度途中に改訂があった場合に適用)	年度途中で改訂があった場合は見直す				年度途中で改訂があった場合は見直す	
	能美市	最新の単価(年度途中に改訂があった場合に適用)	年度途中で改訂があった場合は見直す				年度途中で改訂があった場合は見直す	
	川北町	最新の単価(年度途中に改訂があった場合に適用)	年度途中で改訂があった場合は見直す				年度途中で改訂があった場合は見直す	
	野々市市	最新の単価(年度途中に改訂があった場合に適用)	年度途中で改訂があった場合は見直す				年度途中で改訂があった場合は見直す	
	津幡町	年度途中で改訂があった場合は見直す	年度途中で改訂があった場合は見直す				年度途中で改訂があった場合は見直す	
	内灘町	最新の単価(年度途中に改訂があった場合に適用)	年度途中で改訂があった場合は見直す				年度途中で改訂があった場合は見直す	
	志賀町	最新の単価(年度途中に改訂があった場合に適用)	年度途中に改訂があった場合は見直す				年度途中で改訂があった場合は見直す	
	宝達志水町	最新の単価(年度途中に改訂があった場合に適用)	年度途中で改訂があった場合は見直す				年度途中で改訂があった場合は見直す	
	中能登町	最新の単価(年度途中に改訂があった場合に適用)	年度途中で改訂があった場合は見直す				年度途中で改訂があった場合は見直す	
	穴水町	最新の単価(年度途中に改訂があった場合に適用)	年度途中で改訂があった場合は見直す				年度途中で改訂があった場合は見直す	
	能登町	最新の単価(年度途中に改訂があった場合に適用)	年度途中で改訂があった場合は見直す				年度途中で改訂があった場合は見直す	

4. 予定価格の適正化

歩切りの廃止

区分	取り組み項目 機関名	H26年度	H27年度				(参考) H29年度の目標	備考
			目標	実績	自己評価	その他 一部実施の場合、適用条件を記入(例:随意契約の場合等)		
市町村 (石川県)	金沢市	全ての工事で歩切り無し	全ての工事で歩切り無し				全ての工事で歩切り無し	
	七尾市	全ての工事で歩切り無し	全ての工事で歩切り無し				全ての工事で歩切り無し	
	小松市	全ての工事で歩切り無し	全ての工事で歩切り無し				全ての工事で歩切り無し	
	加賀市	予定価格の適正な設定	全ての工事で歩切り無し				全ての工事で歩切り無し	
	白山市	歩切り実施割合を減らす	全ての工事で歩切り無し				全ての工事で歩切り無し	
	輪島市	一部実施	全ての工事で歩切り無し				全ての工事で歩切り無し	
	珠洲市	全ての工事で歩切り無し	全ての工事で歩切り無し				全ての工事で歩切り無し	
	羽咋市	全ての工事で歩切り無し	全ての工事で歩切り無し				全ての工事で歩切り無し	
	かほく市	全ての工事で歩切り無し	全ての工事で歩切り無し				全ての工事で歩切り無し	
	能美市	歩切り廃止を検討	全ての工事で歩切り無し				全ての工事で歩切り無し	
	川北町	歩切りの廃止	全ての工事で歩切り無し				全ての工事で歩切り無し	
	野々市市	歩切り廃止を検討	全ての工事で歩切り無し				全ての工事で歩切り無し	
	津幡町	全ての工事で歩切り無し	全ての工事で歩切り無し				全ての工事で歩切り無し	
	内灘町	全ての工事で歩切り無し	全ての工事で歩切り無し				全ての工事で歩切り無し	
	志賀町	歩切り実施割合を減らす	全ての工事で歩切り無し				全ての工事で歩切り無し	
	宝達志水町	全ての工事で歩切り無し	全ての工事で歩切り無し				全ての工事で歩切り無し	
	中能登町	全ての工事で歩切り無し	全ての工事で歩切り無し				全ての工事で歩切り無し	
	穴水町	全ての工事で歩切り無し	全ての工事で歩切り無し				全ての工事で歩切り無し	
	能登町	全ての工事で歩切り無し	全ての工事で歩切り無し				全ての工事で歩切り無し	

5. 工事における生産性の向上

-1適正な工期設定(工期算定ルールの有無と実施)

区分	取り組み項目 機関名	H26年度	H27年度				(参考) H29年度の目標	備考
			目標	実績	自己評価	その他 ・工期算定のルールがある場合、 その内容を記載 ・一部実施の場合、適用条件を記入		
市町村 (石川県)	金沢市	工期算定ルールがあり、全ての工事で適用している。	全ての工事に適用			準備、実施工日数、雨天・休日等、後片付けのそれぞれの日数を合計した日数により工期を算出	全ての工事に適用	
	七尾市	工期算定ルールがあり、原則すべての工事に適用している。	原則すべての工事に適用			準備、実施工日数、雨天・休日等、後片付けのそれぞれの日数を合計した日数により工期を算出	原則すべての工事に適用	
	小松市	工期算定ルールがあり、全ての工事で適用している。	全ての工事に適用			準備、実施工日数、雨天・休日等、後片付けのそれぞれの日数を合計した日数により工期を算出	全ての工事に適用	
	加賀市	工期算定ルールがあり、全ての工事で適用している。	全ての工事に適用			石川県積算資料を引用	全ての工事に適用	
	白山市	工期算定ルールがあり、全ての工事で適用している。	全ての工事に適用			準備、実施工日数、雨天・休日等、後片付けのそれぞれの日数を合計した日数により工期を算定	全ての工事に適用	
	輪島市	工期算定ルールがあり、全ての工事で適用している。	全ての工事に適用			準備、実施工日数、雨天・休日等、後片付けのそれぞれの日数を合計した日数により工期を算出	全ての工事に適用	
	珠洲市	工期算定ルールがあり、全ての工事で適用している。	全ての工事に適用			準備、実施工日数、雨天・休日等、後片付けのそれぞれの日数を合計した日数により工期を算出	全ての工事に適用	
	羽咋市	工期算定ルールがあり、全ての工事で適用している。	全ての工事に適用			準備、実施工日数、雨天・休日等、後片付けのそれぞれの日数を合計した日数により工期を算出	全ての工事に適用	
	かほく市	県の積算基準に準じ、工期を設定	県の積算基準に準じ、工期を設定			準備、実施工日数、雨天・休日等、後片付けのそれぞれの日数を合計した日数により工期を算出	全ての工事に適用	
	能美市	工期算定ルールがあり、全ての工事で適用している。	全ての工事に適用			準備、実施工日数、雨天・休日等、後片付けのそれぞれの日数を合計した日数により工期を算出	全ての工事に適用	
	川北町	工期算定ルール無し	全ての工事に適用			準備、実施工日数、雨天・休日等、後片付けのそれぞれの日数を合計した日数により工期を算出	全ての工事に適用	
	野々市市	工期算定ルールがあり、全ての工事で適用している。	全ての工事に適用			準備、実施工日数、雨天・休日等、後片付けのそれぞれの日数を合計した日数により工期を算出	全ての工事に適用	
	津幡町	工期算定ルールがあり、全ての工事で適用している。	全ての工事に適用			準備、実施工日数、雨天・休日等、後片付けのそれぞれの日数を合計した日数により工期を算出	全ての工事に適用	
	内灘町	工期算定のルールがあり、全ての工事で適用している。	全ての工事に適用			国土交通省の積算基準を基に作成	全ての工事に適用	
	志賀町	工期算定ルール無し	工期算定ルールの作成			準備、実施工日数、雨天・休日等、後片付けのそれぞれの日数を合計した日数により航輝を算出	全ての工事に適用	
	宝達志水町	工期算定ルールがあり、全ての工事で適用している。	全ての工事に適用			準備、実施工日数、雨天・休日等、後片付けのそれぞれの日数を合計した日数により工期を算出	全ての工事に適用	
	中能登町	工期算定ルールがあり、全ての工事で適用している。	全ての工事に適用			準備、実施工日数、雨天・休日等、後片付けのそれぞれの日数を合計した日数により工期を算出	全ての工事に適用	
	穴水町	工期算定ルールがあり、全ての工事で適用している。	全ての工事に適用			準備、実施工日数、雨天・休日等、後片付けのそれぞれの日数を合計した日数により工期を算出	全ての工事に適用	
	能登町	工期算定ルールがあり、全ての工事で適用している。	全ての工事に適用			準備、実施工日数、雨天・休日等、後片付けのそれぞれの日数を合計した日数により工期を算出	全ての工事に適用	

5. 工事における生産性の向上

-2適正な工期設定(4週8休の実施)

区分	取り組み項目 機関名	H26年度	H27年度				(参考) H29年度の目標	備考
			目標	実績	自己評価	その他 一部実施の場合、適用条件を記入		
市町村 (石川県)	金沢市	工期算定のルールがあり、4週8休が反映されている。	4週8休を反映する				4週8休を反映する	
	七尾市	工期算定のルールがあり、4週8休が反映されている。	4週8休を反映する				4週8休を反映する	
	小松市	工期算定のルールがあり、4週8休が反映されている。	4週8休を反映する				4週8休を反映する	
	加賀市	工期算定のルールがあり、4週8休が反映されている。	4週8休を反映する				4週8休を反映する	
	白山市	工期算定のルールがあり、4週8休が反映されている。	4週8休を反映する				4週8休を反映する	
	輪島市	工期算定のルールがあり、4週8休が反映されている。	4週8休を反映する				4週8休を反映する	
	珠洲市	工期算定ルールがあり、4週8休が反映されている。	4週8休を反映する				4週8休を反映する	
	羽咋市	工期算定のルールがあり、4週8休が反映されている。	4週8休を反映する				4週8休を反映する	
	かほく市	現状把握	4週8休を反映する				4週8休を反映する	
	能美市	工期算定のルールがあり、4週8休が反映されている。	4週8休を反映する				現場条件、設計基準が変わった場合、当該工事の全て、工期を変更	
	川北町	工期算定ルール無し	4週8休を反映する				4週8休を反映する	
	野々市市	工期算定のルールがあり、4週8休が反映されている。	4週8休を反映する				4週8休を反映する	
	津幡町	工期算定のルールがあり、4週8休が反映されている。	4週8休を反映する				4週8休を反映する	
	内灘町	工期算定のルールがあるが、4週8休が反映されていない。	4週8休を反映する				4週8休を反映する	
	志賀町	航輝設定のルール無し	4週8休を反映する				4週8休を反映する	
	宝達志水町	工期算定のルールがあり、4週8休が反映されている。	4週8休を反映する				4週8休を反映する	
	中能登町	工期算定のルールがあり、4週8休が反映されている。	4週8休を反映する				4週8休を反映する	
	穴水町	工期算定のルールがあり、4週8休が反映されている。	4週8休を反映する				4週8休を反映する	
	能登町	工期算定のルールがあり、4週8休が反映されている。	4週8休を反映する				4週8休を反映する	

5. 工事における生産性の向上

-3適正な工期設定(変更時)

区分	取り組み項目 機関名	H26年度	H27年度				(参考) H29年度の目標	備考
			目標	実績	自己評価	その他 一部の場合、適用条件を記入		
市町村 (石川県)	金沢市	現場条件、設計条件が変わった場合、当該工事の全て、工期を変更。	当該工事の全て、工期変更を実施				当該工事の全て、工期変更を実施	
	七尾市	現場条件、設計条件が変わった場合、当該工事の全て、工期を変更。	当該工事の全て、工期変更を実施				当該工事の全て、工期変更を実施	
	小松市	現場条件、設計条件が変わった場合、当該工事の一部、工期を変更。	当該工事の全て、工期変更を実施				当該工事の全て、工期変更を実施	
	加賀市	現場条件、設計条件が変わった場合、当該工事の一部、工期を変更。	当該工事の一部で工期変更を実施				当該工事の一部で工期変更を実施	
	白山市	現場条件、設計条件が変わった場合、当該工事の全て、工期を変更。	当該工事の全て、工期変更を実施				当該工事の全て、工期変更を実施	
	輪島市	現場条件、設計条件が変わった場合、必要に応じて当該工事の工期を変更。	当該工事の全て、工期変更を実施				当該工事の全て、工期変更を実施	
	珠洲市	現場条件、設計条件が変わった場合、当該工事の全て、工期を変更。	当該工事の全て、工期変更を実施				当該工事の全て、工期変更を実施	
	羽咋市	現場条件、設計条件が変わった場合、当該工事の全て、工期を変更。	当該工事の全て、工期変更を実施				当該工事の全て、工期変更を実施	
	かほく市	現場条件、設計条件が変わった場合、当該工事の全て、工期を変更。	当該工事の全て、工期変更を実施				当該工事の全て、工期変更を実施	
	能美市	現場条件、設計条件が変わった場合、当該工事の全て、工期を変更。	当該工事の全て、工期変更を実施				当該工事の全て、工期変更を実施	
	川北町	現場条件、設計条件が変わった場合、当該工事の一部、工期を変更。	当該工事の全て、工期変更を実施				当該工事の全ての工期変更を実施	
	野々市市	現場条件、設計条件が変わった場合、当該工事の全て、工期を変更。	当該工事の全て、工期変更を実施				当該工事の全て、工期変更を実施	
	津幡町	現場条件、設計条件が変わった場合、当該工事の全て、工期を変更。	当該工事の全て、工期変更を実施				当該工事の全て、工期変更を実施	
	内灘町	現場条件、設計条件が変わった場合、当該工事の全て、工期を変更。	当該工事の全て、工期変更を実施				当該工事の全て、工期変更を実施	
	志賀町	現場条件、設計条件が変わった場合、当該工事の全て、工期を変更。	当該工事の全て、工期変更を実施				当該工事の全て、工期変更を実施	
	宝達志水町	現場条件、設計条件が変わった場合、当該工事の全て、工期を変更。	当該工事の全て、工期変更を実施				当該工事の全て、工期変更を実施	
	中能登町	現場条件、設計条件が変わった場合、当該工事の全て、工期を変更。	当該工事の全て、工期変更を実施				当該工事の全て、工期変更を実施	
	穴水町	現場条件、設計条件が変わった場合、当該工事の全て、工期を変更。	当該工事の全て、工期変更を実施				当該工事の全て、工期変更を実施	
	能登町	現場条件、設計条件が変わった場合、当該工事の全て、工期を変更。	当該工事の全て、工期変更を実施				当該工事の全て、工期変更を実施	

5. 工事における生産性の向上

精算変更の実施(数量、現場条件、設計条件等に変更がある場合)

区分 機関名	取り組み項目	H26年度	H27年度						(参考) H29年度の目標	備考
			目標	実績	自己評価	現場条件、 設計条件に 変更が生じ た件数	左記に対し て、精算変 更した件数	その他 一部の場合、適用条件を記入		
市町村 (石川県)	金沢市	全ての工事で実施	全ての工事で実施						全ての工事で実施	
	七尾市	全ての工事で実施	全ての工事で実施						全ての工事で実施	
	小松市	全ての工事で実施	全ての工事で実施						全ての工事で実施	
	加賀市	全ての工事で実施	全ての工事で実施						全ての工事で実施	
	白山市	全ての工事で実施	全ての工事で実施						全ての工事で実施	
	輪島市	全ての工事で実施	全ての工事で実施						全ての工事で実施	
	珠洲市	全ての工事で実施	全ての工事で実施						全ての工事で実施	
	羽咋市	全ての工事で実施	全ての工事で実施						全ての工事で実施	
	かほく市	全ての工事で実施	全ての工事で実施						全ての工事で実施	
	能美市	全ての工事で実施	全ての工事で実施						全ての工事で実施	
	川北町	全ての工事で実施	全ての工事で実施						全ての工期で実施	
	野々市市	全ての工事で実施	全ての工事で実施						全ての工事で実施	
	津幡町	全ての工事で実施	全ての工事で実施						全ての工事で実施	
	内灘町	全ての工事で実施	全ての工事で実施						全ての工事で実施	
	志賀町	全ての工事で実施	全ての工事で実施						全ての工事で実施	
	宝達志水町	全ての工事で実施	全ての工事で実施						全ての工事で実施	
	中能登町	全ての工事で実施	全ての工事で実施						全ての工事で実施	
	穴水町	全ての工事で実施	全ての工事で実施						全ての工事で実施	
	能登町	全ての工事で実施	全ての工事で実施						全ての工事で実施	

5. 工事における生産性の向上

-1 4点セットの活用(土木工事条件明示の手引き(案))

区分	取り組み項目 機関名	H26年度	H27年度				(参考) H29年度の目標	備考
			目標	実績	自己評価	その他 一部の場合、適用条件を記入		
市町村 (石川県)	金沢市	一部の工事で活用	全ての工事で活用				全ての工事で活用	
	七尾市	参考とした	参考とする				参考とする	手引き・ガイドライン等を参考に、県様式の特記仕様等により施工円滑化に取り組んでいる。
	小松市	全ての工事で活用	全ての工事で活用				全ての工事で活用	
	加賀市	活用について検討	活用について検討			必要と判断された場合	必要がある場合全ての工事で活用	
	白山市	活用について検討	活用について検討				全ての工事で活用	
	輪島市	未活用(石川県土木工事共通仕様書に基づき作成)	一部の工事で活用				全ての工事で活用	
	珠洲市	全ての工事で活用	全ての工事で活用				全ての工事で活用	
	羽咋市	全ての工事で活用	全ての工事で活用				全ての工事で活用	
	かほく市	参考として活用	参考として活用				参考として活用	
	能美市	全ての工事で活用	全ての工事で活用				全ての工事で活用	
	川北町	未活用	参考とする				参考とする	
	野々市市	全ての工事で活用	全ての工事で活用				全ての工事で活用	
	津幡町	参考資料として活用	参考資料として活用				参考資料として活用	
	内灘町	未活用	一部工事で活用を検討				一部工事で活用	
	志賀町	未活用	一部の工事で活用				一部の工事で活用	
	宝達志水町	全ての工事で活用	全ての工事で活用				全ての工事で活用	
	中能登町	一部の工事で活用を検討	一部の工事で活用を検討				一部の工事で活用を検討	
	穴水町	全ての工事で活用	全ての工事で活用				全ての工事で活用	
	能登町	全ての工事で活用	全ての工事で活用				全ての工事で活用	石川県独自様式を準用

5. 工事における生産性の向上

-2 4点セットの活用(土木工事設計図書の照査ガイドライン(案))

区分	取り組み項目 機関名	H26年度	H27年度				(参考) H29年度の目標	備考
			目標	実績	自己評価	その他 一部の場合、適用条件を記入		
市町村 (石川県)	金沢市	一部の工事で活用	全ての工事で活用				全ての工事で活用	
	七尾市	参考とした	参考とする				参考とする	手引き・ガイドライン等を参考に、県様式の特記仕様等により施工円滑化に取り組んでいる。
	小松市	一部の工事で活用	一部の工事で活用				全ての工事で活用	
	加賀市	活用について検討	活用について検討			必要がある場合	全ての工事で活用	
	白山市	活用について検討	活用について検討				全ての工事で活用	
	輪島市	未活用(手引き等書面の作成は行っていないが、約款等の規定により、これに準じた受発注者間の協議は実施)	一部の工事で活用				全ての工事で活用	
	珠洲市	全ての工事で活用	全ての工事で活用				全ての工事で活用	
	羽咋市	全ての工事で活用	全ての工事で活用				全ての工事で活用	
	かほく市	参考として活用	参考として活用				参考として活用	
	能美市	全ての工事で活用	全ての工事で活用				全ての工事で活用	
	川北町	未活用	参考とする				参考とする	
	野々市市	全ての工事で活用	全ての工事で活用				全ての工事で活用	
	津幡町	参考資料として活用	参考資料として活用				参考資料として活用	
	内灘町	未活用	一部工事で活用を検討				一部工事で活用	
	志賀町	未活用	活用に向けての検討				活用に向けての検討	
	宝達志水町	全ての工事で活用	全ての工事で活用				全ての工事で活用	
	中能登町	一部の工事で活用を検討	一部の工事で活用を検討				一部の工事で活用を検討	
	穴水町	全ての工事で活用	全ての工事で活用				全ての工事で活用	
	能登町	全ての工事で活用	全ての工事で活用				全ての工事で活用	石川県独自の方法を準用

5. 工事における生産性の向上

-3 4点セットの活用(土木工事設計変更ガイドライン(案))

区分	取り組み項目 機関名	H26年度	H27年度				(参考) H29年度の目標	備考
			目標	実績	自己評価	その他 一部の場合、適用条件を記入		
市町村 (石川県)	金沢市	一部の工事で活用	全ての工事で活用				全ての工事で活用	
	七尾市	参考とした	参考とする				参考とする	手引き・ガイドライン等を参考に、県様式の特記仕様等により施工円滑化に取り組んでいる。
	小松市	全ての工事で活用	全ての工事で活用				全ての工事で活用	
	加賀市	活用について検討	活用について検討			必要がある場合	全ての工事で活用	
	白山市	活用について検討	活用について検討				全ての工事で活用	
	輪島市	未活用(手引き等書面の作成は行っていないが、これに準じた受発注者間の協議は実施)	一部の工事で活用				全ての工事で活用	
	珠洲市	全ての工事で活用	全ての工事で活用				全ての工事で活用	
	羽咋市	全ての工事で活用	全ての工事で活用				全ての工事で活用	
	かほく市	参考として活用	参考として活用				参考として活用	
	能美市	全ての工事で活用	全ての工事で活用				全ての工事で活用	
	川北町	未活用	参考とする				参考とする	
	野々市市	全ての工事で活用	全ての工事で活用				全ての工事で活用	
	津幡町	参考資料として活用	参考資料として活用				参考資料として活用	
	内灘町	未活用	一部工事で活用を検討				一部工事で活用	
	志賀町	未活用	活用に向けての検討				活用に向けての検討	
	宝達志水町	全ての工事で活用	全ての工事で活用				全ての工事で活用	
	中能登町	一部の工事で活用を検討	一部の工事で活用を検討				一部の工事で活用を検討	
	穴水町	全ての工事で活用	全ての工事で活用				全ての工事で活用	
	能登町	全ての工事で活用	全ての工事で活用				全ての工事で活用	

5. 工事における生産性の向上

-4 4点セットの活用(工事一時中止に係るガイドライン(案))

区分	取り組み項目 機関名	H26年度	H27年度				(参考) H29年度の目標	備考
			目標	実績	自己評価	その他 一部の場合、適用条件を記入		
市町村 (石川県)	金沢市	一部の工事で活用	全ての工事で活用				全ての工事で活用	
	七尾市	未実施	実施しない				実施しない	手引き・ガイドライン等を参考に、県様式の特記仕様等により施工円滑化に取り組んでいる。
	小松市	全ての工事で活用	全ての工事で活用				全ての工事で活用	
	加賀市	活用について検討	活用について検討			必要がある場合	全ての工事で適用	
	白山市	活用について検討	活用について検討				全ての工事で活用	
	輪島市	未活用(手引き等書面の作成は行っていないが、これに準じた受発注者間の協議は実施)	一部の工事で活用				全ての工事で活用	
	珠洲市	全ての工事で活用	全ての工事で活用				全ての工事で活用	
	羽咋市	全ての工事で活用	全ての工事で活用				全ての工事で活用	
	かほく市	参考として活用	参考として活用				参考として活用	
	能美市	全ての工事で活用	全ての工事で活用				全ての工事で活用	
	川北町	未活用	参考として活用				参考として活用	
	野々市市	全ての工事で活用	全ての工事で活用				全ての工事で活用	
	津幡町	参考資料として活用	参考資料として活用				参考資料として活用	
	内灘町	未活用	一部工事で活用を検討				一部工事で活用	
	志賀町	未活用	活用に向けての検討				活用に向けての検討	
	宝達志水町	全ての工事で活用	全ての工事で活用				全ての工事で活用	
	中能登町	一部の工事で活用を検討	一部の工事で活用を検討				一部の工事で活用を検討	
	穴水町	全ての工事で活用	全ての工事で活用				全ての工事で活用	
	能登町	全ての工事で活用	全ての工事で活用				全ての工事で活用	石川県独自様式を準用

5. 工事における生産性の向上

3者会議の実施状況

区分	取り組み項目 機関名	H26年度	H27年度				(参考) H29の目標	備考
			目標	実績	自己評価	その他 一部の場合、適用条件を記入		
市町村 (石川県)	金沢市	一部の工事で実施	全ての工事で実施				全ての工事で実施	
	七尾市	未実施	実施しない				実施しない	対象とすべき案件は少なく、適時受注者の照査結果を設計者に確認するなどして対応できている。
	小松市	必要に応じて随時実施	必要に応じて随時実施				必要に応じて随時実施	
	加賀市	必要がある場合、一部の工事で実施	必要がある場合、一部の工事で実施			必要がある場合	全ての工事で実施	
	白山市	必要に応じて適宣実施	必要に応じて敵宣実施				必要に応じて適宣実施	三者間の調整等のための調整会議は特に義務付けているわけではなく、必要なケースで適宣実施しているため
	輪島市	一部の工事で実施	一部の工事で実施			大型の建築工事等で実施	全ての工事で実施	
	珠洲市	一部の工事で実施	一部の工事で実施			建築工事において一部実施	一部の工事で実施	
	羽咋市	未実施	一部の工事で実施			建築工事において一部実施	一部の工事で実施	設計・監理を同一の担当で行っている場合多くおおむね対応できている。
	かほく市	未活用	未活用				未活用	発注部署において必要に応じて適宣同趣旨の会議を開催している。
	能美市	一部の工事で実施	一部の工事で実施		・重要構造物を含む工事 ・新技術、新工法を活用する工事		一部の工事で実施	
	川北町	全ての工事で実施	全ての工事で実施				全ての工事で実施	
	野々市市	必要に応じて適宣実施	必要に応じて適宣実施		建築工事で適宣実施	必要に応じて適宣実施	建築工事で適宣実施	
	津幡町	比較的規模の大きい建築工事で活用	比較的規模の大きい建築工事で活用				比較的規模の大きい建築工事で活用	
	内灘町	未活用	一部工事で活用を検討				一部工事で活用を検討	
	志賀町	未活用	活用に向けての検討				活用に向けての検討	
	宝達志水町	一部の工事で実施	一部の工事で実施				一部の工事で実施	
	中能登町	未実施	未実施				未実施	同一の職員が設計・積算・監督を担当し、工事着手前に施工者との打合せを行っている。
	穴水町	未実施	未実施				未実施	
	能登町	一部の工事で実施	一部の工事で実施		・重要構造物を含む工事 ・指定仮設を含む工事 ・新技術・新工法を活用する工事 ・施工条件、地形・地質条件等の変更が予想される工事	一部の工事で実施		

5. 工事における生産性の向上 ワンデーレスponsの実施

区分	取り組み項目 機関名	H26年度	H27年度				(参考) H29年度の目標	備考
			目標	実績	自己評価	その他 一部の場合、適用条件を記入		
市町村 (石川県)	金沢市	全ての工事で実施	全ての工事で実施				全ての工事で実施	
	七尾市	未実施	実施しない				実施しない	同一の職員が設計・積算・監督を担当しており、現場で発生した問題にも日頃から円滑に対応できている。
	小松市	全ての工事で実施	全ての工事で実施			50万円以上の工事で実施(工事監理委託業務のある工事は除く)	全ての工事で実施	
	加賀市	一部の工事で実施	全ての工事で実施				全ての工事で実施	
	白山市	一部の工事で実施	一部の工事で実施				全ての工事で実施	
	輪島市	全ての工事で実施	全ての工事で実施				全ての工事で実施	
	珠洲市	未実施	未実施				未実施	
	羽咋市	全ての工事で活用	全ての工事で活用				全ての工事で活用	設計・監理を同一の担当で行っている場合が多くおおむね対応できている。
	かほく市	未活用	未活用				発注部署において必要に応じて同趣旨のことを実施している。	
	能美市	全ての工事で実施	全ての工事で実施				全ての工事で実施	
	川北町	全ての工事で実施	全ての工事で実施				全ての工事で実施	
	野々市市	実施	実施				実施	同一の職員が設計・積算・監督を行っているため、現場で生じた問題等にも日頃から迅速に対応できている。
	津幡町	未実施	実施				実施	積算担当者が監督をする場合が多いため、現場で発生した問題には日頃から円滑に対応できている。
	内灘町	未活用	一部工事で活用を検討				一部工事で活用	
	志賀町	未実施	一部の工事で実施				一部の工事で実施	
	宝達志水町	一部の工事で実施	一部の工事で実施				一部の工事で実施	
	中能登町	未実施	未実施				未実施	同一の職員が設計・積算・監督を担当し、工事現場で発生した問題や変更にも円滑に対応できている。
	穴水町	未実施	未実施				未実施	
	能登町	全ての工事で実施	全ての工事で実施				全ての工事で実施	